

令和7年6月3日から
令和7年6月4日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和7年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月3日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
請願第1号	6
一般質問	6
鴻池智子君	6
深見迪君	8
類瀬光信君	18
櫻井一隆君	28
渡邊定之君	35
鈴木裕美君	39
報告第4号 専決処分した事件の承認について	45
延会の宣告	47

第2号（6月4日）

開議の宣告	53
報告第4号 専決処分した事件の承認について	53
報告第5号 繰越明許費繰越計算書の調整について	55
議案第38号 財産の取得について	56
議案第39号 財産の取得について	57
議案第40号 工事請負契約の締結について	58
議案第41号 工事請負契約の締結について	59
議案第42号 工事請負契約の締結について	59
議案第43号 工事請負契約の締結について	60
議案第44号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第45号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第46号 令和7年度標茶町一般会計補正予算	81
意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	82
意見書案第4号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を	

	表明する談話を発することを求める意見書	82
意見書案第5号	将来にわたり安全安心な医療・介護を求める意見書	83
意見書案第6号	米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書	84
意見書案第7号	すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	84
意見書案第8号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書	85
意見書案第9号	令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	86
請願第1号	旧新栄児童館跡地の無償貸与に関する請願書（総務経済委員会報告）	86
	閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	87
	閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	87
	閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）	87
	閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	87
	閉議の宣告	88
	閉会の宣告	88

令和7年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年6月3日（火曜日） 午前10時02分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 請願第1号 旧新栄児童館跡地の無償貸与に関する請願書
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長 兼	菊 地 誠 君
水 道 課 長	

観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
育 成 牧 場 長	山 崎 浩 樹 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	若 松 務 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和7年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

1番・深見君、 2番・櫻井君、 3番・本多君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月4日までの2日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月4日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと思います。

なお、次の3点について補足いたします。

1点目は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項によりご報告いたします。

令和6年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております標茶中茶安別

線道路改良舗装工事について、設計変更が生じたため、当初契約金額 1 億 7,820 万円を 484 万円増額し、1 億 8,304 万円となりました。

変更の理由としましては、施工箇所の一部が湿地であったことによる排水構造物工の変更による増額と、当初不確定であった道路付属施設工、構造物撤去工についての数量の確定による減額、さらに入札執行残を活用し事業の進捗を図るため、工事延長を 25 メートル増工する拡大設計変更を行ったものです。

令和 7 年 5 月 16 日付で専決処分をさせていただき、令和 7 年 5 月 20 日付で変更契約を結んでおります。

2 点目は、会計年度任用職員のうち、非常勤職員から会計年度任用職員に移行した職員の、期末手当の支給誤りについてご報告いたします。

このたび、会計年度任用職員のうち、旧非常勤職員であった職員に対する期末手当支給額に誤りのあったことが判明いたしました。

期末手当支給額に誤りのあった原因につきましては、令和 2 年 4 月に会計年度任用職員制度が始まった際に、旧非常勤職員については現給補償を行うため、期末手当を調整し、加算支給しているところですが、その加算額の支給が漏れていたためです。

なお、支給額に誤りのあった期末手当につきましては、令和 4 年 6 月 13 日支給分並びに令和 4 年 12 月 5 日支給分の 2 回分、対象となる職員 22 名（うち退職者 2 名）に対し、総額 95 万 3,610 円であります。在職職員については 6 月支払い賞与に合算して支給し、退職職員についても 6 月賞与支給日に、在職時の給与振込口座に振り込むことといたします。

労基法第 115 条の規定による賃金請求権の消滅時効期間である 3 年には到達していないので、時効により消滅することなく、全ての額を対象職員に支給できるものであります。

今後は組織全体で事務事業全般にわたり徹底した確認作業を行い、再発防止に取り組んでいく所存であります。

このたびの期末手当の支給誤りにより、多大なご迷惑をおかけした職員の皆様に対して、心からおわび申し上げ、ご報告とさせていただきます。

3 点目は、例年開催されております「森と川の月間」関連事業について、7 月に開催予定の一部事業を残し、森と川の月間関連事業が終了しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする 7 つの団体で組織される連絡協議会により、「人と自然が共生する環境」を目指して関連事業を実施するものであります。

現在まで、植樹や清掃など 6 本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、実施をいたしました。

事業の内容につきましては、第 31 回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、厚岸町民の森植樹の 2 事業で 3,310 本の植樹、第 24 回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹では過去に植栽した箇所の保育作業を行っており、第 21 回摩周・水・環境フォーラムは 7 月 6 日に開催

予定とされているところでございます。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第 25 回町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーが行われ、780 kgのごみが回収されました。

これらの活動は「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨のもと実施されているところであり、この「森と川の月間」活動の充実と、より多くの方の参加が得られるようさらに努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和 7 年第 2 回定例町議会に当たり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下 3 点について補足し、ご報告申し上げます。

初めに、令和 6 年度町内各中学校卒業生の進路状況及び令和 7 年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年 3 月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢 71 名で、70 名が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ 33 名、釧路管内公立高校へ 26 名、管外の公立高校及び私立高校などへ 11 名となっております。

次に、令和 7 年 5 月 1 日現在の学校の状況であります。入学者数につきましては、小学校は 39 名の入学者で 5 名の減。中学校は 53 名の入学者で 1 名の減であります。標茶高校は 55 名の入学者で 2 名の増となりました。

在籍状況につきましては、小学校は 281 名在籍し、18 名の減。中学校は 172 名在籍し、16 名の減であります。町内小中学校の在籍総数は 453 名で昨年と比べ 34 名の減となりました。標茶高校は 167 名在籍で、昨年と比べ 7 名の減であります。

学級数につきましては、小学校が 36 学級で 2 学級の減、中学校は 17 学級で増減ありませんでした。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が 18 学級で、在籍児童数 67 名、中学校は 7 学級で、在籍生徒数 27 名であります。

次に、教職員数であります。小学校は 63 名、中学校は 38 名であります。また、今年度も教員定数加配として、知的学級加配で標茶小学校へ 1 名、情緒学級加配で虹別小学校へ 1 名、外国語専科加配で標茶小学校へ 1 名、算数専科加配で標茶小学校へ 1 名、共同学校事務室加配で標茶小学校へ 1 名、初任者研修加配で虹別中学校へ 1 名、合計 6 名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に 6 名、虹別小学校に 1 名、中茶安別小学校に 1 名、標茶中学校に 3 名、虹別中学校に 1 名配置いたしました。

2 点目は、児童生徒が各種大会において大きな成果を収めましたのでご報告いたします。

5 月 10 日から 11 日に札幌市で開催された 2025 年度北海道卓球選手権大会兼全日本予

選会に標茶小学校 6 年秋山然さん、4 年橋本絆永さん、沼幌小学校 6 年大倉実緒さんが出場し、橋本絆永さんがベスト 16 位に入る健闘をしました。

今後のさらなる活躍を期待するものです。

3 点目は、標茶町立図書館への図書の寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブ様から児童図書 16 冊、5 万円相当の寄贈をいただきました。

昭和 50 年から毎年子供たちの読書推進を願い、今年で累計 2,391 冊、総額 335 万円相当となりました。

心より感謝の意を表するものです。

以上で今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第 1 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 4。請願第 1 号を議題といたします。

本案については、会議規則第 90 条第 1 項の規定により、総務経済委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま、総務経済委員会に付託しました請願第 1 号は、会議規則第 44 条第 1 項の規定により、6 月 4 日までに審査を終了するよう期限を付けることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第 1 号は 6 月 4 日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番・鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

観光案内所のトイレを改修すべき。

令和5年9月定例会において一度質問をしております。観光案内所のトイレ改修について、その時点での答弁では、全体的な改修は令和7年度以降、西春別標茶間のバス利用が終了するので、利用計画、利用実態を踏まえ考えていくとありました。

バス利用が終了した後も、観光バスや修学旅行、S L冬の湿原号で来町し、トイレを利用すると思います。現在は、トイレの中が見えないようについ立てで対応しておりますが、女子トイレの苦情が多くあったと聞いております。和式トイレは利用頻度が少なく、1個室しかない洋式トイレに行列ができています。

また、水の流れが悪いために詰まってしまう状況となっています。町として今後も観光に力を入れていくのであれば、全体的な改修を早急にするべきと思うが、町としての考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番・鴻池議員の観光案内所のトイレを改修すべきとのことのお尋ねにお答えいたします。

令和5年9月の定例会の際にもご答弁申し上げているところでありますが、標茶町バスターミナルにつきましては、J R標津線の廃線を受けまして代替輸送確保のための転換交付金を活用して平成2年に建設されてから、25年が経過しております。

昨年ご指摘の男子トイレについては、つい立てにより視界を遮る手段を講じたところでありますので、ご理解を願います。

また、トイレの老朽化に伴う改修、特に女子トイレにつきましては、繰り返しの答弁がありますが、令和4年10月から観光案内所として利用しており、将来的なバスターミナルの利活用に合わせ、また、財政状況を勘案しながら、改修を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、町長の答弁の中で財政的にというお話もありますし、その財政的に苦しいということは理解をしております。その中でも応急的に、早急にやはり女子トイレの水洗というか、特に洋式トイレについては、男子トイレについてはトイレの後ろにタンクがついております。そのタンクの水によって勢いがあるので、要は流れるものが多くあると。

でも、女子トイレにつきましては、壁にボタンがついておりまして、そのボタンを1回ゆっくり押してくださいみたいな書き方をしてあって、水の流れが非常に緩やかになるの

です。よって、そこで詰まりが発生をしている。大体、若い子もそうですけれども、大方の方がこの女子トイレの前に集中するがために、その緩やかな水では要は汚物が流れない状況で、よって掃除をする方が火ばさみで、前にも一度言ったような気もするのですけれども、火ばさみで押しつけて汚物を流すという状況にもなっているということも聞いております。

よって、今回その女子トイレにつきましては、ボタンを押して流す装置のトイレから、やはり男子トイレのように後ろにタンクをつけて水量を強くして一気に流すという対応も、これは応急的に、早急にすべきではないかと思いますが、町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほどの答弁の中でバスターミナルの建設が 25 年経過と言いましたが、実際には 35 年経過でありましたので、訂正させていただきます。

以下の再質問につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

女子トイレにつきましては、ご指摘いただいた令和 5 年 9 月以降、専門業者さんに見ていただいて確認をさせていただいておりましたが、構造的にはその結果については問題ないのですけれどもというところで、ただ、やはり今、議員ご指摘の、連続で使うと流れが悪くなるという現象は、こちらも把握しております。それが機械の異常なのか構造的なのかというところで、ちょっとどういうふうに対応したらいいかということが苦慮しているところですけれども、いずれにせよ、現象としては議員ご指摘の部分があらうかと思いますので、そこについてはどういった対応ができるのか、タンクをつけて水の勢いをということも 1 つもありますし、他の方法もあるのかを検討させていただきたいと思います。

また、そもそもの和式トイレの部分でございますが、他にも町の公共施設、避難所としてなっている施設も含めまして、和式トイレがまだ残っている状況も認識しているところでございます。避難所としてのトイレということも重要な要素でありますので、町全体のトイレの在り方については計画性を持って、また、財政状況もありますので、新たな財源も見いだしながら、計画的に整備していきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5 番（鴻池智子君） 町の状況というのは、重々こちらでも理解はしております。ですけれども、やはり常時、毎日のように使うトイレでございますので、ここは優先順位も含めてしっかりと対応して早急に改修をしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で 5 番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1 番（深見 迪君）（発言席） 早速質問いたします。

1 点目は、訪問介護の事業所を支え、必要な介護サービスを受けられるような施策を求めた質問であります。

昨年の訪問介護の報酬引き下げによって、訪問介護の事業所の経営はさらに困難になり、人手不足に拍車をかけています。事業所がなくなるなど、望む介護を受けられなくなること理由にして、これは 2024 年ですが、少なくとも道内 75 市町村で住民が転居せざるを得ない事態になっていることが「北海道新聞」のアンケートでも明らかになっています。

広い面積に多くの集落がある本町では、市街地から遠い地域の訪問介護の実態は、遠ければ遠いほど必要な介護サービスを受けづらくなっているということはないでしょうか。

また、引き続き国に対して訪問介護報酬の引き下げの見直しを早期に行うことを求めるとともに、自治体独自のガソリン代の高騰に対する支援などを考え、事業所の経営を支えることが、地域で暮らし続けたい住民の願いを守ることになると考えますが、いかがでしょうか。町長のご所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、深見議員の訪問介護の事業所を支え、必要な介護サービスを受けられるような施策をとのお尋ねにお答えいたします。

1 点目の本町のように市街地から遠い地域の訪問介護の実態は、遠ければ遠いほど必要な介護サービスを受けづらくなっている実態はないかとお尋ねですが、町が指定している訪問介護の事業所は 4 か所ございますが、町外の事業者も利用することが可能でありますし、実際に町外の事業所を利用されている方もおります。市街地から遠い地域にお住まいの方であれば、町内の事業者よりも隣接する市町村の事業者のほうが近いということもありますので、利用される方の希望によって町外のサービスを利用させていただいております。現状として、町に対しての相談は特に寄せられておりません。

2 点目の国に対して訪問介護報酬の引き下げの見直しを早期に求めるとともに、自治体独自のガソリン代の高騰に対する支援などを考え、事業所の経営を支えることが、地域で暮らし続けたい住民の願いを守ることになると考えるがとお尋ねですが、訪問介護報酬の引き下げの見直しにつきましては、機会あるごとに要請をしまいたいと考えているところでございます。訪問介護の重要性は町としても十分認識しておりますが、現状では町独自の新たな対策は予定しておりません。

訪問介護事業者に対しましては、所管であります道が行う補助制度の案内や各種加算の取得要件について施策を周知するとともに、近隣市町村の動向などを参考にしつつ、事業所の状況を注視していきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 2番目の質問の中で、町外の事業所を利用している実態もあるし、病院もそうだと思うのですけれども、町外のほうが近い、便利だというようなこともあって、さほど受けづらくなっているということはないというようなお話だったのですが、実態はちょっと違う、ちょっとというか、大きく違うかと。

この訪問介護の事業所の報酬引き下げがあって、やっぱり経営がかなり厳しくなっているのです。そうすると、どういうことが生じるかというと、市街地の事業所が市街地以外の遠くに行っていると、件数がなかなか多くなりません。だから、例えば遠い地域の訪問介護の要望が来たときに断らざるを得ないと。

つまり、市街地の件数を多く回れば、多く件数を消化できるということで、介護事業所はそういう意味で事業所の運営を何とか守っているという実態も私は聞いています。だから、受けづらくなっている、あるいは遠くのところは断らざるを得なくなっているというようなことが出ているということがあるのだと思うのです。その点は、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

事業所さんが遠いところに回ると件数が回れないというようなことで、お断りをしているというようなご指摘かと思います。私どものほうには、ちょっと直接そのようなお話は伺ってはおりません。町長の答弁の中にありました、町外の事業所さんを利用している方、実際に地域のほうでは虹別地区、阿歴内地区、塘路地区の方々などは、町外の事業者さんを利用しているというような状況でございます。今回の介護報酬の部分で経営が厳しくなっているということにつきましては、全国の事業所さん、皆さんそうではないのかと感じているところでございます。

ご質問のありましたお断りしているような状況という部分につきましては、私どものほうでは直接伺っているところではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 事業所はこれを言えないのです。だって、断らざるを得ない状況に今、経営が来ているのだ。だからといって、事業所は市街地のほうが効率よく回れるから遠いところはちょっとというふうには言えないです。僕はこの議場で言ってしまいましたが、そういう実態はあるのです。だから、それを聞いていないではなくて、つかまえてほしい。実際に事業所に行って、本当に困っていることはないのかという、民間の経営であっても標茶の介護を支えているのは、現場をやっぱ一番支えているのは訪問介護ですから、だから、そういう点ではこれは訪問介護の経営者の口から、なかなか遠いところは効率が悪いので断らざるを得ないなんて言えないでしょう。だから、私が思わず言ってしまったのですけれども、ぜひ、そういう実態を捉えてほしいのです。

そうしないと、訪問介護の事業所が今でもかなり危ないですけれども、危なくなってくところが、私が資料を見ましたら、毎回のように全国の訪問介護事業所がゼロのところ、1のところがこれだけ増えましたという資料がしょっちゅう出てくるのです。だから、そ

うということのないように、ぜひ、実態を調べていただきたい、聞いていただきたい。それが標茶の訪問介護を守る、ひいては介護を必要とする町民を守ることにつながるわけですから、その点で、ぜひ、そういう動きをしていただきたい。黙っていたって言いづらいことは言いに来ませんから。最後に、その点はどうですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま議員からご指摘いただいた事業者さんの声を聞くという部分につきましては、私どもとしても何らかの方法で確認はさせていただきたいと思っているところでございます。

訪問介護の部分、経営が厳しいというようなご指摘もありましたけれども、介護報酬は国で一律で決まっているので、ちょっとその部分については私ども何か手だてがあるかというところではないのですけれども、いずれにしてもお話を伺いながら状況を確認させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 介護報酬に町が手をつけるということはできないことだと思いますけれども、そういう実態を見極めた上で、本当に標茶の貴重な介護事業所が潰れないような手だてを、そういう意味でせめてガソリン代ということを行いましたので、ぜひ、こういう点も含めて、引き続き実態を把握して検討していただきたいということを申し述べまして、2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目は、障がい児等に対する必要なサービスを提供体制の確立をということの内容ですが、道内で障がい者福祉サービス事業所が突如閉鎖し、利用者の受け入れが困難になるという事態がこの3月にありました。独立行政法人福祉医療機構が2023年に公表した2021年度の児童系障害福祉サービスの経営状況において、放課後等デイサービスの事業所の45%が赤字だという報告がされています。児童系障害福祉サービスの経営状況について、本町の実態も含めて現状はどうなっているのでしょうか。

本町も放課後等デイサービスの事業所がありますが、この事業所を必要とする児童生徒の人数は何人くらいと押さえていますか。また、必要なサービスを十分に受けられている状況にあると考えていますか。

本町の日中一時支援など障がい児等に対するサービスの提供体制、これは私は本町の姿勢としては本当に進んでいると思いますけれども、それでも国の定数の縛りや20人定数の場合、スタッフの報酬は下げられるなど、報酬改定はよい方向に向かっていないと考えますが、この点について町長のご所見を伺います。

広大な面積を持つ本町のような状況を踏まえた報酬単価の改定や、物価高騰が続く中で事業所運営について、さらなる支援の考えはありませんか。

また、国への要望など必要な手だてを講じるなど、必要なサービス提供の持続的な取組を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、深見議員の障がい児等に対する必要なサービス提供体制の確立をとのお尋ねにお答えいたします。

1 点目の児童系障害福祉サービスの経営状況について、本町の実態も含めて現状はどうなっているかとお尋ねにつきまして、本町で運営している 2 法人については、民間事業者であり、経営状況の町への報告義務もございませんので、現状では把握しておりませんが、令和 7 年度から国で運用している事業所情報公開サイトに事業経営報告が追加されることとなっておりますので、今後は情報の把握はできるものと考えております。日常の事業所との関わりの中では、物価高、人件費高騰などから事業所の支出としては以前より多いとは聞いておりますが、事業所閉鎖につながるようなことは聞き及んでおりません。

2 点目のこの事業所を必要とする児童生徒の人数は何人くらいと押さえているか。また、必要なサービスを十分に受けられている状況にあるかとお尋ねにつきましては、まず前提として、本サービスは申請による利用者となるため、申請人数としてお答えいたしますが、令和 7 年 5 月末時点で申請登録者数は 74 名となっております。

必要なサービスを十分に受けられるかにつきましては、お一人お一人が毎日利用するものではなく、生活相談員や事業所がご家族と相談・調整をしながら運用しております。要望としてもっと回数を増やしてほしいとお願いされることがあると聞き及んでおりますが、放課後等デイサービスの利用について、日数や利用時間の希望がかなわなかった場合には、日中一時支援事業への利用登録をしており、放課後等デイサービスと同時利用ができるよう対応しているところでございます。限られた事業所と定員の中での運用でありますので、一定のご理解をいただきながら運用しているところでございます。

3 点目の報酬改定はよい方向に向かっていないと考えるがどうかとお尋ねにつきましては、近年の国の報酬改定は基本報酬を引き下げ、加算を算定することにより、元の報酬より増額できるという傾向で改定を進めていると考えており、有資格者が不足している事業所規模を拡大できない等の事業者にとっては、加算を取りにくい状況であると考えております。

4 点目の事業所運営について、さらなる支援の考えはないか。また、国への要望など必要な手だてを講じるなど必要なサービス提供の持続的な取組を行うべきと考えるがどうかとお尋ねにつきましては、現状では町独自の新たな支援は予定しておりませんが、近隣市町村の動向などを参考にしつつ、事業所の状況を注視していきたいと考えているところであります。国への要望などにつきましては、機会あるごとに要請をしまいたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 最初に、本町が日中一時支援、これに取り組んでいることによって、結構この事業、放課後デイサービスが助かっているということは事実だと思います。

ただ、それを踏まえた上で再質問するわけですが、実際は定員が 10 人、10 人、10 人で 3 間口というか、3 つあるのです。それで、本当は 20 人定員というのもあるのですけれども、これだけの 74 名と言いましたね。町長のご答弁の中で、この 74 名の子供たちが全て毎日長時間にわたって放課後デイサービスの事業所のデイサービスを利用するということではないと。本人の意思もあったりするので、そういうことは十分わかるのですが、その反面、20 人の定員にしたいのだけれども、指導員のこともあります、20 人の定員にすると報酬単価が下がるのです。そうすると採算が合わなくなるということで 20 人、だから、受け入れられる人数がもう既にここで限定されてしまうのです。なぜ 10 人のときは報酬単価 1 人の、言ってみれば給料みたいなものが上がって、20 人になれば下がるのかというのは、僕もよくわからないのですけれども、国はそういう基準を設けているのです。そのことからすると、登録した子供たちだけで 74 名もいるわけですから、本当はもっと放課後デイサービスを使いたいという気持ちもあるのではないかと思うのです。そういう点では、もうちょっと実態を聞いていただきたい。

確かに、町長の言われるように本人の希望によって時間とか、日にちとか、週 2 回とか、これが決まってくることは重々承知しているのですけれども、その反面、さっき言ったように国の基準もあったりして、なかなか受け入れることができない。これで手いっぱいだというような事業所の実態もあるわけです。だから、その辺では、ぜひ国に対しても報酬単価の改定あるいは町自治体でもうちょっとできるような、先ほどは簡単に支援の考えはないと答弁されましたけれども、本当にそういう状況にあるのかということについても再考していただきたいと思うのです。

結局、登録しているだけで、74 名の子供たちはもうちょっと行きたいけれども、これ以上無理だよということで我慢しているという部分も私はあると思うのです。そういう実態も、ぜひお調べになっていただきたいと思います。

それで、その点について再度お答えできますか。答弁ができなければ次に移りますけれども、何か言っていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

まず、ご指摘のあった 10 人までの部分と 20 人までの部分の報酬単価が異なるということについては、議員ご指摘のとおりだと私どもも考えております。なぜ下がるのかということについては、ちょっと私、今、手元に資料がないものですから明確にお答えはできないですので、大変申し訳ございません。

それから、町内の 1 つの事業者さんの定員が 10 名、3 つの事業所で 30 名というようなお話がございました。ちょっと私どものほうでも定員の部分を調べさせていただいたのですけれども、放課後デイの定員につきましては、全国的に 10 名というのが一番多くなっております、経営上のこともあるかと考えているところなのですが、町内もそのような状況になっているかと考えております。

あと、74名の登録に対しまして、定員が30人というようにご指摘もございました。その部分ですと、これはあくまで一般的なお話ということでご理解をいただきたいと思います。その中で、一般的には定員の2倍もしくは3倍程度の利用者さんがいることによって、経営が安定すると言われているような状況でございます。そういう状況ですので、町内の事業者さんのところでいうと、全て受け入れられないというような状況が一部あるかと思いますが、ご努力をいただいていると考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 定員10名が全国的に多いというのは明らかです。20名になると報酬が下がる。なぜそうなのかということについてよくわからないというご答弁でしたので、ぜひ調べて教えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

パートナーシップ制度の導入についてなのですが、今年度第1回定例会で「本町でもパートナーシップ制度の導入」を求めた質問で、「当制度を利用するカップルが抱く諸課題をしっかりと把握し、利用を検討する必要がある」と答弁されましたが、その後、具体的にどのような検討を行いましたか。

他の自治体とも協議し、管内統一して早く導入したいとも答弁していました。他の自治体との協議等は行いましたか。また、管内の導入実態はどうなっているのでしょうか。

パートナーシップ制度は、人権にも関わる問題でもあります。一日でも早く早期導入を実現すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員のパートナーシップ制度の導入を急ぐべきとのご質問にお答えいたします。

1点目の具体的な検討についてですが、制度導入自治体における行政サービスや諸手続きにつきまして情報収集を行ってきたところです。町の裁量により同性パートナーにも現行法律上の婚姻をした方と同等のサービスが提供できないか検討を進めてきたところですので、ご理解をお願いします。

2点目の管内の状況についてですが、近隣では釧路市以外の町村では現時点では導入はされていないものと認識しております。また、他の自治体との協議につきましては、5月27日開催の副町村長会議でも情報交換をさせていただいたところであります。

3点目の早期導入を実現すべきと考えるがどうかのご質問につきましては、多様性を尊重し、性別問わず誰もが平等に生活できる環境を整えることが求められている現代において、当制度を利用する性的少数者のカップルの方々が抱く諸課題をしっかりと把握して対応を検討していく必要があると考えております。その手段の1つがパートナーシップ制度の導入による対応であると認識しております。

一方、全国、道内でのパートナーシップ制度を導入する自治体での行政サービスや諸手続きが異なることから、当制度の導入自治体と協定を結ぶなど、統一的な対応が必要である

と考えており、引き続き、今後も周辺自治体との課題や情報を共有しながら制度設計について研究したいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 前回のご答弁からあまり進展していないのかなと思うのですが、5月27日の副町村長会議でその話が出たと。協議したのですか。この内容についてちょっと聞かせていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

協議というか、町長答弁にもあったように、情報交換をしたところであります。管内町村、3月定例会の段階で厚岸町が取り組みをしようとした経過がございます。その後、管内各自治体において、取り組みの進捗あるいは考え方について変化があったかどうかということを確認してまいりました。厚岸町については引き続き取り組みを行うというところで、町長答弁、現時点では釧路市のみということでご答弁しておりますけれども、近々また再度取り組みたいというようなことでの情報を得ているところであります。また、他の町村については、今のところ具体的な動きはないという答えをいただいているところであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほどの答弁で釧路市のみとありましたが、人口的に言えば、釧路市でよかれと思ってやっていることだし、標茶町もパートナーシップ制度については必要だと認識しているというような答弁だったと思うのですが、何が障害でこれが行われなのか、さっさとやればいいのではないかなと思うのですが、何か特別な障害があるのでしょうか。釧路市あたりは、もうやっているわけでしょう。だから、そういう点ではどうしてストップしているのか。厚岸町も第1回定例会で決めると町長が何か言っていたような気がするのですが、結局、見送ったのです。だから、それは管内の町村で足並みをそろえさせるために見送ったのかななんて考えたりもしていたのですが、これ、何が障害でなかなか前に進まないのだろうか。

あわせて、同等のサービスの提供を行うようにしているという答弁の中でもそれがありませんでしたが、それはもう同等のサービスの提供を行うということはパートナーシップ制度の導入とどこが違うのか、そういうもろもろのことについて、ちょっと再答弁をしてください。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

パートナーシップの導入の部分について、否定的な話ではございません。ただ、やるのであれば管内というところにこだわっているのは、例えばパートナーシップを宣言しても本町の行政区域だけで利便性が今しか図れない状況になります。というのは、例えばうち

の町でいくと、一例でいきますと、町立病院で医師から手術とか何かの説明を受けるときに、通常は家族の方が来てくださいます。それをパートナーシップを導入すると、それも認めるようにできると考えています。ただ、それは標茶の町立病院だけの話になります。なので、パートナーシップを本町で宣言しても、釧路の市立病院とかに行ってそれをやるというのは、今、多分パートナーシップの制度上できないということになっています。それを管内同じ枠組みの中でできるようにしたらということで、管内の自治体とそういったことも含めてやるのであれば、そういったこともできないかというところで関係機関と協議したいというところで進めているところです。

ただ、今の現行上の自治体間で協定を結んでいる中には、そういった枠組みは入っていません。標茶町でパートナーシップを宣言して、転出した先でまた新たにパートナーシップ宣言をしなくていいというところの協定なので、そういった本町で宣言したからするというのは、本町でのそういったパートナーシップの恩恵が受けられるというところだけしか今の制度上はなっていないことをまずご理解いただいて、できるのであれば、例えば本町で入院するとか、厚岸で入院するとか、浜中で入院するときも本町と同様の制度ができないかというところで管内で協議しているというところは、まず1つご理解いただきたいと思います。

基本的には、町長答弁にもありました憲法解釈というか、裁判でもそういったことは認めるという方向ですので、それを前回の答弁でもしましたが、それを否定するものではないということは、まずご理解いただきたいと思います。

それからもう1つ、ご案内だと思いますが、4月2日付けで国のほうから公営住宅の入居要件の中で同性の方、パートナーシップもいいよというような、これは裁判の判例を受けてそのような解釈がなされたという通知が本町にも寄せられておりますので、そういったことも受けて、パートナーシップを導入するということには否定的ではありませんので、厚岸町さんでもそれが後押しになって、今、進めているという話もありますので、そういったことも踏まえて協議を進めているというところでございます。ただ、相手があることですし、ちょっと管内でも温度差がありますので、私がここで言ったからといって全部協定を結べるかというのはわかりませんが、そういったことも視野に入れながら、どうせ導入するのであれば、しっかりとそういったパートナーの方々がどういったことを望んでおられるのかというところに私たちがどう応えるかということもセットしながら、ただ宣言すればいいとか、そういった話ではないのではないかなというところでは考えております。

それから、厚岸町さんでは、条例を提案するというところで整理をしようとしています。パートナーシップ宣言するには条例制定が必須ではございませんけれども、そういったパートナーの方々がどういった課題を持っているのか、それに行政がどう対応できるのかというのを条例化してまで政策的に上げていくのか、それとも宣言だけで行政サービスを受け入れるだけにとどめるのか、そういった政策的な話もありますので、そういったことを

総合的に考えて本町ではどういったことができるのかというのを検討していきたいと考えているところでございますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） すみません。先ほど厚岸町さんの例で条例という話をしましたけれども、報道によると条例ということですが、実際に今後、厚岸町さんでやる場合に条例になるのか、どういった形でなるのかというのは現時点では不明であります。3月の定例会、3月のときには報道によりますと条例提案というところで情報を得たところでありますので、今後については厚岸町さんがどういった要綱とか、そういった決まりでやるかというのは、ちょっと現時点では未確定でありますので、すみません、訂正させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町長答弁の同等のサービスの中に、例えば公住の入居条件といえますか、本町ではそういうことは適用できる状況にあるのですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 現時点では一般的にそういったことはできないのですが、4月2日の通知を受けてパートナーシップ宣言が制定していればそれも認めるという通知が、これは国交省の通知ですが、ちょっと読み上げますと、「以下の条項において規定されている「親族」、「配偶者」、「同居親族」又は「同居者は事実上婚姻関係と同等の事情にある者」を含むと規定されている又は含むと解される場所、当該「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には「同性パートナー」を含む。」という通知が、これは判決を受けてなされていますので、パートナーシップ宣言をしていれば、町が認定しないとならないですから、そうすれば、今日時点はできないですが、パートナーシップ宣言をすればそういった方々が町から宣言をして認定されれば、公住にも入れるというふうになろうかと思っています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今、言われたように、日常の日々の生活に関わる問題なのです。だから、そういう点では早く宣言をするということが何の障害があるのかという、課長の説明では協議を行って、標茶だけやったら意味がないとか効果が薄いので、できるだけ管内統一して、もっといえば統一という点では道内もそうです。だけれども、それを逆に考えれば、本町がやっぱりそれを宣言するという動きがなければ、ほかだって動かないし、さっきの話では厚岸しか情報が入ってきていないという話もあったし、だから、そういう点ではこのパートナーシップ制度について否定しないのであれば、人権の問題もあ

るので早く積極的にこれをやると、協議して横並びで一斉にというのも1つの案だろうけれども、本町が主体的にそういう姿勢を示すということも1つのやり方だと思うのです。現実には北海道でもほかの市町村でやっているわけですから、やっているところを見たら大体内の周辺が一斉にというのは多いみたいですが、ぜひ、そういう点で9月議会でもまた経過を聞きたいと思うのですけれども、さっき副町村長会議では協議でなくて情報交換だという話だったので、今、課長がおっしゃったのは協議していきたいということだったので、ぜひ協議を進めていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 議員ご指摘の部分、うちの管内の足並みも1つの方法ですが、本町で先駆的に宣言するのも1つではないか、そのとおりだと思っています。

大事なのは、先ほども言いましたけれども、宣言して終わりではないので、やはりどうやってそういった方々の諸課題に向き合っていく、本町が町村の裁量でもってどういったサービスを提供できているのか、その課題が解決できる1つの手段としてパートナーシップ制度があると思っていますので、パートナーシップを宣言してから、はいという話ではないかなと思っていますので、ニーズ把握をどのようにしたらいいのかというのはちょっと私も、今、この場でわかりませんが、導入自治体の情報とかそういったことも、今、道内39町村が宣言しているとホームページ上でですが、見えていますので、導入している町村にも実態把握、こういった形で進めているのかも含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 私、この問題は急ぐべき課題だと思っています。よろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点お聞きします。

まず1点目ですが、新規就農対策にとどまらない包括的な町の担い手対策が必要ではないか。

経営環境の厳しさもあって、離農になかなか歯止めがかからない状況が続いています。酪農・畜産の持続的再生産を堅持できなければ、某研究所が言うように標茶町が消滅するという見立てが、より現実味を帯びてしまう状況です。よって、新規就農対策への期待というものは、いや応なしに高まっています。

これまで、未婚者や非婚者でも新規就農者とするよう、さらには酪農、畜産以外の営農も認めるよう提案をしてきました。昨今の経営環境を考えれば、経営規模の制限の撤廃や兼業を認めることも必要ではないかと思っています。小規模経営や兼業を認めることで、機械化が困難で生産性が低いとされる狭隘な農地を守ることにもつながるのではないでしょ

うか。

一方、農業以外の業種でも事業承継や花嫁対策に課題を抱えていると思います。しかし、こうした問題に対応する組織はないという認識です。いまや担い手の確保は町全体の問題であることから「標茶町担い手育成協議会」と「ニューホーム推進協議会」を例えば統合して、業種を問わず未婚者のパートナー対策や新規就農、経営継承、事業承継、起業希望者とのマッチングに取り組んではどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11 番、類瀬議員の新規就農対策にとどまらない包括的な町の担い手対策が必要ではないかとお尋ねにお答えします。

初めに、これまで未婚者や非婚者でも新規就農者とするよう、さらには酪農・畜産以外の営農も認めるよう提案してきた。昨今の経営環境を考えれば、経営規模の制限の撤廃や兼業を認めることも必要ではないかとお尋ねですが、町内での新規就農希望者の受け入れや認定につきましては、標茶町担い手育成協議会において議論をさせていただいておりますが、現在は酪農・畜産以外の畑作についても基本的に受け入れしていくこととしております。また、未婚者等を新規就農者として受け入れるための検討も協議会で行っておりますが、国の新規就農支援制度において支援の対象にならない可能性があるケースについて、どう手当てするのかの研究を行っているところです。

経営規模については、酪農では新規就農するに当たっては、就農先の施設や圃場の条件にもよりますが、担い手育成協議会で協議した結果、おおむね 60 頭程度で搾乳をしないと経営が安定しないと判断しているところです。小規模経営や兼業についても持続可能な経営計画を作成し、認定農業者として認定できるかどうか判断基準とはなりますが、就農に当たって、初期投資をどう抑えることができるのかなど、いろいろなケースを想定し、新規就農者の希望や就農する牧場の施設要件などを考慮した上で判断していくことになると思いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、農業以外の業種でも事業承継や花嫁対策に課題を抱えている。しかし、こうした課題に対応する組織はない。いまや担い手の確保は町全体の課題であることから「標茶町担い手育成協議会」と「ニューホーム推進協議会」を統合し、業種を問わず未婚のパートナー対策や新規就農、事業継承、起業希望者のマッチングに取り組んではどうかとお尋ねですが、商工業者の対策としましては、今年度より G O G O チャレンジ支援事業に新たに事業継承支援のメニューを追加し、課題分析等のコンサルティング料、事業承継計画の作成、企業価値の算定といった経費を補助するという支援をすることとしております。また、商工会において親族内承継や企業内承継の機運醸成に資するセミナーの開催や、第三者承継に対する支援についても商工会と連携し、実施することとしております。

農業者の対策については、担い手確保対策として標茶町新規就農者誘致特別措置条例に基づき標茶町担い手育成協議会を中心にその取組を展開し、事業承継に当たっては、国の補助制度を活用する対策を講じております。

農業後継者パートナー対策につきましては、標茶町ニューホーム推進協議会設置要綱に基づき、現在は酪農に興味がある関西女性との交流をメインに取組を継続しておりました。ただいまご説明申し上げましたとおり、これまでは農業関係者、商工業関係者がそれぞれ対策を講じておりましたが、将来的にも人口減少が見込まれる中、現在の枠組みのまま対策を講じることが持続可能であるのか、あるいは効果的であるのかを検証する場面も必要であると考えており、今後、関係機関の意見を伺った上で、標茶町振興委員会などの場を活用し、新たな枠組みにより横断的な対策を講じることについても研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） この質問の前段、要するに新規就農要件の緩和見直しの話をしたというのは、そこからもう随分時間が実際には経過しております。酪農・畜産以外の農業、畑作について受け入れることになったということ以外は、未婚者、非婚者、それから経営規模の見直し等というのは、まだまだ研究中で進んでいないと、そういう答弁なのかと思ったのですけれども、例えば、新規就農者の研修施設、農学校に新規就農を前提とした研修生が、今、皆無である。そういった状況を鑑みたときに、これは標茶町担い手育成協議会での議論というのは、もっと加速させる必要があるのではないかと思います。なぜかということ、人口減少も本当に勢いが止まらないわけで、その中で町としては移住対策とかいろんなことを進めているわけですが、新規就農自体は概ね移住だと思っております。そういう意味では、そのところ、あまり時間をかけてどんどんよそにそういう対象者を持っていかれるということにならないようにすべきだなと感じています。

そして、協議会の中で検討した結果でありますので、そのことが良いとか悪いとかということをお願いするわけではないですけれども、概ね 60 頭程度を搾乳しないと安定した経営ができないという根拠がわかりません。そもそも標茶は草地型の酪農を進めようと言っていて、広大な草地資源を生かそうと言っている中で、なぜ 60 頭搾乳しないと経営が成り立たないと考えているのかというところの根拠に乏しいのではないかと。

というのは、町内の酪農家のうち、どれぐらいが 60 頭未満で経営をしているか、標茶町に限らず他の町村でもどのぐらいの割合で 60 頭未満で放牧を主体に経営しているかということ考えたとき、さらに離農していく方、なかなか止まらないですけれども、60 頭未満の搾乳の人が離農しているわけではないですよね。だから、そこら辺の考え方というのは、もっと様々な事例を持って、きちんと検証されるべきではないかと私は思います。要するに、そうでなければ、そういった低投入型の草地型の小規模の経営を目指す人とか、それから和牛の生産であるとか、町が進めている綿羊生産農家をつくろうとか、そういったことを否定することにもなってしまうのではないかと思います。要するに、経営規模が小さいとできないのだという。でも、そういうことではないと思うのです。だから、そのところ、町としてはどう考えているのか、担い手育成協議会の中でこういったことを

町としては発言なりなんなり影響を与えられるのか、そこら辺についてお伺いしたいです。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁で、概ね経営が安定する頭数についても協議会の中で 60 頭ほどという説明をさせていただきましたが、この根拠というか、町内、議員おっしゃられるとおり、今、ちょっと資料は持ってきていないので、どのぐらいの戸数があるかというのはお伝えできないのですが、確かに 60 頭未満でもっと少ない数で営農されている酪農家は存在しております。

ただ、新規就農に限って言いますと、当然、新規就農に当たっては、施設整備だとか、機械の導入あるいは家畜の導入で多額のインシヤルといいますか、費用がかかるわけでございます。当然、それらについては、国の支援あるいは町、農協の支援がございますが、基本的にはそれで賄い切れない部分については、資金などの借入れをして償還をしていかなければならないというところを考えたときに、やはり 20 頭、30 頭規模の搾乳では、その借金を返していくことが困難である。したがって、一定程度の頭数の規模の搾乳をしなければ、やはり新規就農が難しいと協議会の中では判断しているところであります。

それから、受け入れ体制の間口を広げて、要は新規就農研修生を確保してみてもいいかという部分につきましては、町長の答弁でもご説明させていただきましたが、現在も協議会の中で議論をして、作業のほうは進んでおります。ちょっと具体的な話をさせていただきますと、現在、新規就農を検討していて相談を受けている方、何人かおるのですが、単身男性で将来的にも結婚の意思はないものの異性のパートナーがいる。要は、共同経営で新規就農したいということでございます。議員ご案内のとおり、今の町の新規就農者誘致特別措置条例の中では、その要件としまして共同経営の場合だと 3 名以上となっているのですが、こちらについては、共同経営の場合、人数の見直しが可能ということで、協議会の中で話をしております。

あと、今、町長の答弁の中でございました国の支援がひょっとしたら受けられない部分についてどうするかということなのですが、そこについては、例えば先ほど深見議員の一般質問でもありましたけれども、例えば同性同士のパートナーを受け入れるケースや、まるっきり単身の場合、共同経営者もいなくて単身で新規就農したいというケースの受け入れにつきましては、先ほどの話の繰り返しにはなりますけれども、やっぱり一定程度、新規就農するに当たっては頭数を搾らなければいけない。60 頭搾るとなったときに、では 1 人でその作業ができるのかということも協議会の中で話をしているのですが、協議会の中に実際、酪農経営を営んでいる方がおられますけれども、やはりちょっと 1 人ではその規模の搾乳を行うことが難しいということで、慎重な意見もございます。そこについての結論が出ていませんので、当然、受け入れの間口を広げるに当たって、先ほど言った条例改正等の作業が必要になってくるのですが、その辺の整理ができましたら、概ね年度内に条例改正をして、新規就農の受け入れ体制の間口を広げるような体

制が整うかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 今後、新規就農者の間口が広がっていく方向で協議されていくという、そういう手応えを課長の答弁から感じたわけですが、いずれにしても、人口がどんどん減っていったって、農家戸数も減っていったって、しかし、1戸当たりの経営面積というか、草地資源というのは増える一方なわけです。そうしたら、それをどんなふうに有効に活用していくかということで、そういう資源を生かした標茶ならではのモデルというのをつくっていくということに取り組まなければいけないのではないかと思います。その際には、国の支援に対象にならなくても、小規模なわけですから設備投資等は少ないのです。少なくても済む。そういったことを考えながら、標茶ならではのモデルというのを作っていくかという農家戸数は増えないし、当然、農村部での人口が増えるということもないと思うので、ぜひ、そこは考えてほしい。

現実には昼夜放牧で 30 頭搾乳で、ではそれで生活できないのかということを皆さんちょっと計算してほしいのですが、昼夜放牧、それから草地面積が少しあるので、粗飼料はある程度自給、でも残り全部、2つのバーンサイレージとか買い餌だとします。そうすると、30頭搾乳で1,500万円ぐらいは売上げとして稼げるわけです。全量粗飼料を購入したとして、それから光熱水費とかをかける、それから機械なんかは自分で採草しなければ最低限のもので除雪できればいいぐらい。そうすると、経費は1,000万円から1,200万円です。そうしたら、未婚者、非婚者1人であれば、30頭は1人で搾乳可能だし、300万円で生活できないかといったら、極端な話、それはできるのです。余った時間は冬の180日間の搾乳で1,500万円ぐらいになる可能性があるのです。残りの期間は兼業で何かで稼ぐという、そういうモデルがあったっていいのではないですか。そうしなければ、羊農家なんて成立しないですよ。

今、牛のことで考えているからそういう60頭というところにこだわりが出てくるけれども、和牛農家だったり、綿羊農家だったりとか、そういうふうに関口を広げていかないと、なかなか都会から来てこちらで定住して何かしら食べていこうということにつながらないと思うので、今後そういった現状なかなかないモデルに関しても昭和30年代、40年代のモデルにしても、もう一度考えていただく。そういったことをしていただければなということと、最後に1点だけ、よその町村の新規就農者の研修施設では、その町で新規就農を希望している人ではない人、例えば標茶で言うと、弟子屈で新規就農をしたいのだけれども、研修施設がないので標茶で研修させてくれませんかという人を受け入れているところもあります。もしかすると、結局、標茶のほうで研修を受けてみて、いろいろ見たら、標茶いいねというケース出てくる可能性というのはあります。だから、そういうふうにして研修施設自体も柔軟な受け入れ体制をとってはどうでしょう。結局それが将来的に標茶での新規就農につながる可能性というのを捨ててはいけないのではないかと思います。

それで、最後にと言ったのですけれども、もう1つ、農業だけではなくて商工業者も含

めていろんな方のパートナー対策を進めることによって、実際に廃業しようと思っていたお店が継続したとか、そういう取り組みをしている自治体が釧路管内にもあります。今、新規就農のことにに関する話が量的に多くなりましたけれども、そういった身近なところで行われている町全体の担い手対策というのをぜひ進めていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） ただいま議員のほうから3点ほど質問あったと思うのですが、私のほうから最初の2点についてお答えいたします。

まず、頭数の規模の話でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、うちの町ではないのですけれども、他の町では30頭、40頭ほどの規模で、実際に単身で新規就農をした方がおられるというのも関係機関の情報により得ているところでございます。具体的にどのような経営をしているのかというのはちょっとわからないですから、そこについては研究してまいりたいと思います。

ただ、先ほどの答弁の繰り返しにはなってしまいますが、酪農情勢はただいま非常に厳しいものになってございます。何十年も酪農を続けている方が経営が厳しい中、新規就農の方は2年ほど研修して独り立ちするわけなのですけれども、ベテランの方がそうした苦勞をしている中、新規就農されるということは、2年間学んだとはいえ、やはりまだまだ経験、知識も足りていないと思います。実際、受け入れしてくれる地域の支援を受けて、今、何とかやっているような状況であると考えております。

協議会の中でも規模に関する議論はしていますけれども、やはりそういったところの結論を出すまでには至っておりませんので、実際にその頭数、少ない規模で新規就農して経営がうまくいっているという方もおられるということは関係機関から伺っておりますので、そこにつきましては引き続き研究してまいりたいと思います。

それから、他町の新規就農希望者を研修生として受け入れてはどうかという部分についてなのですが、過去に管内の広域連携プロジェクトの中で農畜産にかかわるプロジェクトチームがあるのでございますけれども、そこで、今、議員がおっしゃられたことをテーマにして、研究をしたことがございます。実際に管内で言うと、酪農・畜産に係る研修施設を持っていない町村もございまして、逆にうちの町で言いますと、酪農・畜産にかかわる研修施設というものはございますが、畑作に係る研修施設というものはございません。今現在、受け入れ体制というか、制度のほうは受け入れられる状況にはなっているのですが、具体的にどのような形で受け入れを行うのかというところで言うと、もう少し研究が必要な状況です。そういったところを管内で畑作が主な基幹産業になっている市町村もございまして、そうしたところをお願いする逆のパターンです。そういったことを過去に研究したのですけれども、やはり例えば費用負担の面で、実際、具体的な話が進まず現在に至っているというような状況でございます。この件につきましても、今、普及センターさんが中心となって、管内3町村、具体的に言うと釧路町さん、弟子屈町さん、そしてうちの町で担い手にかかわるいろいろな協議をこれから進めるところでございまして、その

中で、他町村での研修生の融通といいますか、受け入れ体制についても研究することになっておりますので、まだちょっと具体的なお話はできませんが、そこについても、関係機関あるいは近隣の市町村と連携して議論を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 3点目の部分などをまだお答えしておりませんので、含めてお答えしたいと思います。

今、担当課長のほうから農業の分野のことについてお答えをさせてもらったのですけれども、議員おっしゃるように、30頭でも成立するといえ、するのだと思います。

ただ、町をはじめ、担い手育成協議会を構成する各団体は、ケース・バイ・ケースの想定をしながら、最終的にその人が標茶町で新規就農して、そして継続して経営ができるかどうかという、そういう経営計画が成立するかどうかというところを見なければいけないというところで、やはり計算上は成り立つけれどもとか、あるいはちょっと計算上きついねというところで、最終的に本人とも相談しながらというような形で決めたり断念をしたりというケースがあろうかと思います。

ただ、基本的には過去から同じ、例えば生乳で言いますと、同じ数量を生産するのであれば、より多い農家さんがいてくれたほうが望ましいと、それは地域のコミュニティーのことなどからそういう考えに至っているのですけれども、そういう考えを持っておりまして、それについては基本線は変わっていないのだろうと。経営形態については、社会情勢あるいは酪農家さんの経済情勢等々で変遷するものだと思うのですけれども、戸数に関しては変わっていない。そういう点で、新規就農に対しても基本ウエルカムというところで、あとは実際のご本人の希望であるとか、あるいはこちらの受け入れ想定する農地、施設等々の状況を見ながら、どんなことができるのか、どんな支援をして、そして成立する経営計画をつくるお手伝いをできるのかということでやってきております。

ですから、この先のことで言うと、できるだけそういう私たちの町が持っている例えば支援の制度内容に合わないからとかというのではなくて、まず、農業をやりたいのなら標茶に相談してもらおうというような、そんな形の宣伝ができたらいいなと考えておりますし、この先、担い手育成協議会の中でもそういった提案をしていきたいと考えているところであります。

それから、農業だけにとどまらない横断型の対策については、冒頭町長の答弁で申し上げたとおりであります。既存の枠組みで言うと、標茶町振興委員会が最適かと思っているのですけれども、商工会等々とも関係するところと協議をしながら考えを聞いて、そしてできることについて研究をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、新規就農者にしても、それからそれ以外の事業承継についても、こちらのほうとしては何とか確保したい、そういったところがあるのですけれども、こちらを向いてくれる人がいなければ始まらないというところで、そういった環境づくり

については努力してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） いずれにしても、人口減少も農家数の減少も加速しておりますので、こういった取り組みについてもスピード感を持って、これからも研究なり対応なりしていただければと思います。

2 点目の質問にまいります。

バイオ炭と堆肥を活用して有機農法を推進してはどうかです。

環境保全型農業直接支払交付金のメニューには、近年注目されているバイオ炭の施用によって土壌中に炭素を貯留する農法が含まれています。草地にバイオ炭を施用すると、透水性、保水性、通気性の向上といった物理的効果と、酸性土壌の pH 改善効果によって作物の収量が増加することが知られています。そうした特徴に加え、畜産の現場から排出される家畜ふん尿とおが粉の混合堆肥のように、直接草地に施用すると牧草の収量が減少すると言われるバイオマス由来の堆肥、それとバイオ炭を混ぜることで、保肥と土壌微生物を増やし、結果として化学肥料の使用量を半減させることが期待できると一般に言われています。

バイオ炭の施用には、1 ヘクタール当たり 5 万円の交付金が支払われます。草地の更新や改良では繰り返しの施用とはなりませんけれども、デントコーンのような販売を目的とする場合もある作物については、限度内で繰り返し施用が可能です。炭化のシステムについても導入に補助制度がありますので、農業以外の分野でバイオ炭の製造以外に廃プラスチックや廃タイヤの炭化处理も可能で、炭素としての需要があることから販売が可能です。さらに農業用廃プラの処理経費の削減と家庭から出る一般プラごみをクリーンセンター以外で炭化处理することによって、クリーンセンターの焼却炉の延命にもつながるのではないのでしょうか。バイオ炭の施用による土壌への炭素貯留の取組が基準を満たしクレジット認証されれば、そこで創出したクレジットを J-クレジットとして販売できるわけです。広大な草地資源を有する標茶町だからこそ、こうした制度を活用すべきではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11 番、類瀬議員のバイオ炭と堆肥を活用し有機農法を推進してはどうかとのお尋ねにお答えします。

近年、農業分野においても、地球温暖化防止や植物多様性に積極的に貢献していくことが重要となっており、国は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行っております。

議員ご案内のとおり、農地へのバイオ炭の投入につきましては、令和 7 年度より全国共通の取組として環境保全型農業直接支払交付金の取組メニューに追加となっており、バイオ炭を農地に施用することで難分解性の炭素を土中に貯留させることができるほか、土壌改良効果により、作物の育成への好影響が期待されるものであります。

なお、支援の対象となる農業者の要件としては、主作物について販売することを目的に生産していることになっております。例えば、デントコーンをサイレージとして販売する目的で栽培する場合は支援の対象となりますが、農家個人の農場の家畜に給餌することを目的として栽培するデントコーンについては支援の対象になりませんので、ご理解をお願いいたします。

バイオ炭の農地の施用につきましては、先ほど説明したとおり、難分解性の炭素を土中に貯留させることができることから J-クレジット認証の対象となりますが、対象となるバイオ炭につきましては、樹木や草本由来のものとなっております。したがって、廃プラ由来の炭灰につきましては対象となりませんが、議員ご案内のとおり、町内で排出される農業用廃プラの量は J A しべちゃが取り扱う分だけで年間約 250 トンに上り、町外の産廃処理施設に運び込むまで処理を依頼しております。運搬処理費用につきましては、J A しべちゃや中山間地域等直接支払交付金事業により助成されておりますが、農家の費用負担も少なくないため、廃プラの処理が可能な小型、中型の焼却施設整備等、農家負担の軽減に係る廃プラ処理方法について、関係機関と連携しながら情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

環境保全型農業直接支払交付金では、化学肥料、化学合成農薬を 5 割以上削減する取組として、カバークロップ（緑肥）を組み合わせた取組を行う場合、かかり増し経費相当分の支援を受けることができます。令和 6 年度から町内の畑作農家 1 件が取組を行っております。

有機農業の推進につきましては、日本は化学肥料の原料の大半を輸入に頼っているため、産出国の自国優先施策や円安などの影響により、現在もなお化学肥料価格が高止まりしている状況にあることから、こうした事業の積極的な活用を働きかけるとともに、採草地における化学肥料低減に向けた取組につきましても、J A しべちゃをはじめとする関係機関と連携し研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） まず、今、町長から答弁いただいた中で、これ認識を共通におかないといけないなという部分がありますので、まずそのことからお話ししますが、廃プラを炭化処理した場合に炭灰になるという、そういうことだったのかなと思いますが、近年の炭化炉の性能から、廃プラ自体も炭素を産出することができて炭灰はほとんど出ないという状況になっています。

そうすると、今、お話にあったように、標茶町内で 250 トンの農業用廃プラが出るといふ、これ自体は資源そのものになるわけです。私が担当していた頃、トン当たりの廃プラの処理料というのは約 4 万円でした。そうすると、処理料だけで 1,000 万円、恐らくこれは標茶の場合は農家負担になっていると思いますし、よそに輸送して処理していただくということになると、今、トレーラー 1 車チャーターするのに 40 万円ですから、250 トンだ

からそれで何台いくかということになるのですが、恐らく年間の処理費というのは2,000万円を超えるのではないかと。間違っていたら申し訳ないのですが、2,000万円ぐらいにはなる。同じような酪農の規模のところ、近隣の町村も同じように処理しているわけですから、バイオ炭の製造とそれから廃プラの処理に取り組むことによって、これは新産業の創出になるのではないかと個人的には考えています。みんな考えていると思うのです。それは2024年の国のレジリエンス・アワードに認められた炭化炉のシステム、アクプロンというものがあるのですが、それが出てから一気にそうした議論というのが加速しています。加えて、バイオ炭を農業分野で活用することによって、環境保全型農業の直接支払交付金の対象になるということなんかも追い風になっていると思うわけです。残念ながら、標茶町では新しい産業、新しい仕事というのは、このところ増えてはいませんから、ぜひ、そういったところに注目していただきたいという意味で、今回はこういう質問をしています。

それから、バイオ炭の施用が交付金の支払い対象になるかならないかの部分で、主作物が販売目的ではないというところはあるのですが、本町にはTMRセンターがないのですが、例えばTMRセンターが牧草を買い取るというスタイルであれば、これは成立するわけです。ですから、そういったこと、標茶のこういう草地資源や何かをどうやって酪農に生かしていくかということ、それから酪農の現場から出てくる大量の廃棄物をどうやって町の産業あるいはそういったものに活用していくかという視点で、このことについては研究を深めていただきたい。

1つ、バイオ炭ということだけでなく、その廃プラ処理の過程で生まれた炭素に関しては、これからどんどん普及していくであろう電気自動車の制電シートの材料として、炭素として引き合いがあります。それから、炭素自体は自然界に存在するものなので、野菜栽培とかデントコーンの栽培に使われているマルチシートの材料としても、現在、研究が進んでいます。こういったことに、ぜひ、よそに先んじて標茶町として取り組んで、農業の質を上げる、それから農家の手取りを増やす、そういったことに資する。それから、新しい仕事として廃棄物処理を行っていく。そういった研究をぜひ早めに進めていただきたいと思いますと思うわけですが、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時18分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の農業用廃プラの処理費用についてでございますが、本町で排出される農業用廃プラ、先ほど年間250トンということでお話しさせていただきましたが、その処理費用については約1,600万円かかっております。

実際の農家負担につきましては、中山間地域等直接支払交付金で輸送費、あとJAのほうでも処理費用の3分の1を助成しております、大体640万円ほどが農家さんの負担になるかと考えております。農家さんの費用負担については、640万円とはいえど決して少なくないことから、議員おっしゃられていた廃プラの単価も含めた農家の負担軽減の手法について引き続き研究していきたいと考えております。

それから、廃プラ由来の炭の活用についてですが、適切な原料の使用や単価条件の調整で木質由来のバイオ炭に類似した特性を持つ炭化物を生成し、炭素を固定する、あるいは環境負荷の少ない燃料へリサイクルするなどの取組が一部について社会実装されているようなのですが、農業用廃プラを処理してできた炭化物の活用方法についてはまだまだ十分な情報を持っていませんので、関係機関や議員のお知恵も借りながら、基幹産業である酪農・畜産での有効活用ということに限定せず、TMRの話も出ておりましたが、新たな産業の創出にもつながるのではないかという視点からも研究を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、廃プラ由来の炭が環境保全型農業直接支払交付金の対象になるというふうに議員先ほどおっしゃられていたのですが、多分、廃プラ由来の炭については、例えば家畜ふん尿あるいは木質等由来のバイオ炭ではないため、事業の要件を満たさないのが対象外になると思います。

ただ、先ほども説明しましたが、処理方法いかんではその環境に負荷の少ない炭化も可能ということですので、堆肥や緑肥に混ぜることで、さらなる肥料低減や作物の生育への好影響も期待できますので、このことにかかわる研究や情報に注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 担当課長のほうで大変よく勉強していただいている、その分、答弁が皆さんにわかるように丁寧ということになって、そのことで私も含めて注意を受けるわけですが、こういった専門的な情報、専門的な知識の必要なことでしたので、私は課長の答弁というのは非常にありがたかったし、私自身は大変よく理解できましたので、今後も情報提供もさせていただきますし、ご相談もさせていただきたいと思います。

なぜ、こういった質問をしたかということ、この後の同僚議員の質問にもありますけれども、町財政が逼迫する中で、農業にかけられるお金というのも、湯水のように湧いてくるわけではありません。農業者自身が、あるいは生産者団体が、町がそういったお金を生み出すかもしれない、それから係る経費を削減できるかもしれないというところにもっと興味を持って研究をしていかなければ、今の肥料、飼料の価格高騰がもうちょっとで途切れるとか、そのような見通しが今は全然立っていないわけですから、そうすると、今後、

持続可能なそういった取組というのにいち早く手をつけないと標茶の基幹産業というのが、非常に将来が危ぶまれるということでもありますので、ぜひ、今後もそういったこれまでにない新しい分野について研究を深めていただきたいということをお願いして、質問を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で 11 番、類瀬君の一般質問を終了します。

櫻井君。

○2 番（櫻井一隆君）（発言席） 質問したい内容についてですが、多面的機能支払交付金事業に参加をすべきではないのかというようなお話でございます。

内容です。

町は今年度予算編成に当たり、特定目的基金までも取り崩さなければならない、そういう状況となりました。来年度以降の予算編成は大幅な見直しが必要になるのではないかとと思うが、このような財政状況をどのように町長は考えているか。現状について、今後の見通しを含めてお聞きしたいと思うところであります。

厳しい財政状況であるが、福祉を含めて町民サービスの低下は避けるべきと考えておりますが、どうでしょうか。

厳しい財政事情を考慮し、私は提案を 1 つしたいと思うのですが、町長の所見を聞くものであります。それは「多面的機能支払交付金制度」、この制度資金への参加であります。この事業の目的は、自然環境の保全、そして農地の維持と保全であります。当町においては、平成 19 年より「標茶西地区農地・水保全隊」という組織が認定を受けておりまして、一部の地域ではありますが活動しております。この交付金額は、10 アール当たり 220 円と少ない金額ですが、このお金を使いまして、組織では総額では 354 万 8,000 円を財源としております。本町の中山間地事業面積は 233 万 5,310 アールなので、総額になりますと約 5,137 万 7,000 円になるのではないかと思います。

この事業に参加して、今ある財政難を、外部からそういう資金を導入して何とか乗り切っていきたいと思っているところで提案いたします。

町長の所見をお伺いするものであります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2 番、櫻井議員の多面的機能交付金事業に参加をすべきであるとのこと質問にお答えします。

1 点目の財政状況についてのお尋ねですが、本町の財政状況が厳しいことは私自身も大変深刻に受け止めております。本町においても、人口減少や景気低迷等による税収の減少や、また、高齢化の進行といった諸課題の中で、財政の健全化を維持するためには、今までにない努力が必要であると認識しております。

今後の人口減少による地方交付税の減少や税収の減少が予想される中で、現在策定中の行財政改革推進計画を軸として行財政改革を断行し、町の未来を見据えた持続可能な財政運営を目指して全力を尽くしてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を

お願いいたします。

2点目の福祉を含めて町民サービスの低下を避けるべきとのご質問ですが、本年度の当初予算の策定においても、できるだけ町民サービスの低下にならないよう、特定目的基金の条例改正を行い、措置させていただいたところであります。

今後でもできるだけ町民サービスの低下は避けたいところではありますが、前段申し上げた、人口減少による地方交付税の減少や税収の減少が予想される中で、現在のサービスが維持できるのかどうかを含めて、将来を見据えた中で判断していかなければならないと考えているところでありますので、ご理解を願います。

3点目の厳しい財政状況を考慮し多面的機能支払交付金制度事業を参加すべきと考えるかどうかについてですが、議員ご案内のとおり、多面的機能支払交付金制度は、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することなどを目的に平成19年度にスタートした日本型の直接支払制度の1つで、本町では標茶西地区農地・水保全隊が平成20年度に組織され、活動範囲であるルルラン、厚生、下御卒別、中御卒別の明渠排水路沈砂池の土砂撤去や管理用道路の維持管理など、農地保全に係る活動を行っていただいております。

仮に本町において全ての農用地を事業対象エリアとして活動を行うとした場合、各地域単位で新たな活動組織を立ち上げていただいた上で、取組内容の合意形成や事業計画の策定が必要となり、その合意内容を基に組織として活動していく必要がありますし、当該事業がスタートした際に各地区に対して活動組織の立ち上げと共同活動の実施について打診しましたが、結果的には事業に参加した地域が、現在、共同活動を行っていただいている活動組織のみという経過を踏まえますと、直ちに全ての農用地を事業対象等エリアとすることは難しいことであると考えております。

令和5年第4回定例会においてもご指摘をいただいておりますが、明渠排水路及び管理用道路の維持管理が十分に行き届いていないという現状を踏まえて、現在共同活動を行っていない地域での共同活動実施の可能性について、地域関係者等から意見を伺うとともに、標茶西地区農地・水保全隊の取組実施区域を拡大しての共同活動が可能なのかどうかも含めて、活動組織と協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今後の予算編成だとか町民へのサービスの低下、これについては今後の議会を含めていろんな場面で協議していかないとならない、大変厳しい予算編成の中で今後どうするかということで皆さんそれぞれ考えておられると思うのですが、その1つの打開策になるかどうかわかりませんが、国のいろんな制度資金を取り入れて町の運営の一助にしたらどうかということが、ここの下段、第3段落目で書いている趣旨なのです。

もう十分、わかっておるのですが。

前にも私はこの農地・水に対する意見を出させていただきましたが、そのときも全町での取り組みは難しいと、こういうお話でしたが、全く何年経ってもそのことについては触れようもしないし、進んでもいないというのが現状だと思うのです。

ただ、町長は以前から身の丈に合った町運営ということをかたくなにおっしゃっていましたが、まさに身の丈に合った町運営をすると、人口減少であるとか交付金が少なくなったとかということが、如実に現実的としてはわかってきているわけです。これは身の丈に合った施策の結果なのです。だから、以前から私が申ししていたように、もうちょっと背伸びをした施策を考えたほうがいいのでないか、こういうことを言っていたわけです。

ですから、それが何を意味するかというと、自分自ら働くということなのです。いろんな制度資金を活用して町財政を大きくしていく、そういう努力を汗水垂らしてやれということなのです。国からの交付金だけに頼っていたら、こういう町財政の運営になることは、火を見るよりも明らかなのです。ですから、1つの提案として、これから農林課長とちょっとやりとりしますけれども、議長、専門的な話も含みますけれども、くどいとか長いとか、そういうことは言わないでください。人の発言を阻止するような行動は慎んでください。

そういうことで、私はこの第3段落目について、今、町全体で1つのグループとして組織を立ち上げることが難しいということは、わかっているのです。それだったら、それに対する打開策というものはないのか、町として何か一本化しないとならないという発想でなく、違う方法でこの多面的交付金支払制度に参加する方法はないのか考えておりますか。まず、町長からお聞きしたい。町長にお願いしたいです。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 以前より櫻井議員から、この地域において、特に農地保全のために直接交付金制度を活用しながら明渠排水等と管理道路の維持管理について、積極的に地域の皆さんが汗を流しながらやっていたいただいていることについては十分、承知をしています。

ただ、この事業を拡大する部分については、やはり関係者の理解がなければなかなか進まないという中でこの制度がスタートしているときに、今までもそれぞれの地域にお話をかけていたのですが、これとあわせた中山間の直接支払制度等もあったり、いろんな制度と競合する部分もありまして、なかなかそれ以外の地域から声が上がらなかったというのは事実であります。櫻井議員の趣旨については十分に理解しますので、引き続き、さらに拡大できるかどうか、先ほど答弁させていただきましたが検討させていただきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今後検討するとか研究しますというのは、耳にたこができるほど聞いておるのです。

ここでちょっと専門的な話になりますが、農林課長にお聞きしたいのですが、今ある農地・水保全隊を軸に、その関係する地域あるいはルルランだとか南標茶、厚生、御卒別です。ここに離農していった農家というのがあるのです。あるいは土地を売ってしまって第三者が買ってしまったという農家もありますし、そういう農家が、その地域の土地を地域外の人間が買うという事態もあるのです。その地域でひとくくりにして保全隊として活動しようと思っても、厚生の土地を虹別の人が買ったりすると、非常に組織として力を発揮できない。分散してしまうからです。だけれども、農地として1つの地域にあるから、保全隊としては1つの管理をしていきたいと思っているのです。だけれども、農家の土地使用者が、地権者が変わったことによって入ってもらえない、なかなか参加してもらえないという現状があるのです。

ですから、全町で入ってもらうことが大事で、そのことによって町がタッグしてくれればどうですかと。入ってくれますか、あるいは町が入りなさいという指導もできると思うのです。そういうことを考えておりますか。ちょっとお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えさせていただきます。

エリア拡大については、先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、まずは地域の合意というのが大前提になってきます。それから今、議員がおっしゃられていた部分については、要は地域外の人が農地を持っていることにより地域活動が十分にできていない現状があるので、町内全域を1つの対象エリアにしてはどうかというところなのではけれども、それ自体は可能です。

ただ、やはり一番重要なのが、この事業で重要な肝となる部分というものが地域の合意形成ということになりますので、もちろんそれに向けて、いきなり全体というのは無理かもしれませんが、例えばそれ以外にも、今、議員も構成員であります、標茶西地区農地・水保全隊のまずはエリアを拡大する、あるいはそれ以外の地域、まだほかにも組織を立ち上げているのは、まだ議員が構成員であります、標茶西地区の保全隊のみでありますから、ほかのところでも取組を実施していただくということは、地域に説明を申し上げた上で検討していこうかなと考えてはおりましたが、やはりいきなり事業の対象エリアを全町にするというのは、少し壁が高いのかなと考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ハードルが高いとかそういうことを言われるのですけれども、どこの農家も堆肥散布ということはやっていると思うのです。ある町村においては、堆肥散布をやっていることを、この多面的機能支払交付金制度に入って、全町に入っているところもあるのです。ですから、そういうところを研究して、どこの農家も堆肥散布はやっていきますから何もハードルは高くないと思います。それをどう理由づけして、この交付金制度に参加するか。その知恵比べだと思うのです。草地更新化の中で堆肥を入れる、そして土地の団粒化を図って維持保全をしていく、環境にも優しい農業を行っていくと。そうい

ういろんな理由づけができると思うのです。土地改良なんて必ず農家はやっていかないと
ならないということです。それと、この堆肥であるとか、あるいは地域の河川の保全
であるとか、皆さんの生活している地域ですから、僕はハードルは決して高くないと思
います。

ここに農地・水保全隊に関する活動取組というものがあります。これを参考にしながら、
全町において入れることが望ましい。そこによって、3,000 万円なのか 4,000 万円なのか
5,000 万円になるのか、農地の交付面積に対する交付金額とありますから、これを活用す
べきだと思うのです。

町も現在、一般会計の中で河川の修復であるとか、あるいは農道、町道の維持管理、草
刈りだとか、そういうことをやっておるわけです。今やっている事業を、この制度を入
れることによって補完できるのではないかと、こう思うのですが、担当者としてはどうで
すか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

確かに今現在、明渠排水路の沈砂池の土砂撤去につきましては、緊急浚渫推進事業債、
起債事業を使って行っているのですけれども、それ以外の部分の維持管理につきましては、
例えば明渠排水路の管理用道路あるいは明渠ののり面の草刈り等は、町の単独予算ある
いは議員も構成員であります保全隊の活動によって維持管理を行っているのですけれど
も、その対象エリアを全地区にいきなり拡大することは難しいのですけれども、エリアを
拡大する、あるいは新たな取組をほかの地域で行ってもらうことによって、町で今まで
負担していたものが、地域活動で行っていただけるということであれば、町の財政的な
負担軽減にもつながってきますので、そこについては地域の合意形成が必要だという
ことで、直ちに実施するというのは難しいのですけれども、この多面的機能支払交付
金の例えば新たな対策というのが令和 9 年度から始まりますので、そこに向けて
関係機関と協議して、できる限りそのエリアを拡大して実施できるように、ある
いは町負担をできるだけ少なくして、明渠等の土地改良、財産を管理する手法につ
いて研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2 番（櫻井一隆君） 前年度といっても令和 7 年の 2 月時点の事業なの
ですけれども、シロンド排水路において沈砂池を上げました。それは毎年どこ
かの沈砂池を、町が 1 つ、保全隊が 1 つ、2 つの沈砂池を交互に上げて
きているわけです。そんな中で、今年は町がシロンド排水路の沈砂池を
上げた時点において、そこに流れ込んでいる排水路ののり面の土砂、
これが相当たまっていました。それを撤去した。このことによって、
70、80 センチメートル、水の流れがよくなって、土地改良の暗渠排水
路や明渠の水位が下がって、非常に水はけがよくなったわけです。

今、聞きたいことは、排水路を上げたということは、今回、初めてだったわけ
でその事

業について、正式な名称をもう一度教えてください。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

令和6年度にシロンド排水路と排水路の沈砂池と排水路本線の土砂撤去を行っておりますが、そちらで活用したのが、先ほどもお伝えしたのですけれども、緊急浚渫推進事業というものを活用しております。こちらは起債事業で、起債充当率が100%、交付税措置率が70%というような内容になってございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） その事業に関して、本町に対して何ぼ交付金が来たのですか。おおよそでいいです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

農林課長の答弁のとおり起債事業でありまして、財源として充当できた額というのは、充当率100%なので全額起債で措置をすることができた。地方交付税で措置されるというところは70%というふうに言われているのですけれども、実際70%されたかどうかということに関しては確認のしようがないという仕組みになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） まだわからないということで、いいです。

ですから、こういういろんな事業が探せばあるのでしょうか。それを各課において、自分の担当している課において、国の新たな事業がないのかとか、あるいはこれを引っ張ってくれば標茶の財源になるのではないのかとか、そういうことをそれぞれの課において責任を持って洗い出していく。そして、それを行政の中で反映していくということが、町民のサービスを維持するためにも、財政を保全していくとか補完していくためにも、これからは大事な事業になると思うのです。

町民もいろんな部分で自ら血を流さないとならない部分、痛みを感じないとならない部分もあると思うのですが、それ以上に行政が、この行財政をあるいは財政を健全化するためにこういうことをやっているのだということを、町民に知ってもらうために、理解をってもらうためにわかりやすく行動に移してほしいと、こう思うのです。

そんなことで自分が考えているのですが、どうでしょうか。町長でも副町長でもいいのですが。そうですか、では、お願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

今、国の補助ですとかそういった部分のお話がありましたので、財政担当している担当課長としてご説明いたしますが、これまでも、これからも、そういった単に一般財源に頼ることなく、起債事業に頼ることなく、国から、それから道から、いろんな施策が今あり

ますので、ましてや今はインターネット等でいろいろ調べられて、ほかの自治体での取組状況とかもわかることになっております。ですので、そういったところに常にアンテナを張りながら、使えるものはどんどん、それをまず優先的に財源として活用していくというのが、職員一人一人、自覚していると私は認識しております。

先日も、例えばアイヌ交付金の問題であるとか、そういったことも次期計画の中でどういったことが使えるのか、第1期でほかの自治体ではこんなことに使えるというものは、先日も図書館と博物館と私ども企画財政課の中で情報交換をさせていただきながら、使えるものは徹底的に使おう、どういったことでその条件をクリアできるのかというところも情報共有しながら、制度に乗られるものであれば制度に乗って、そういったことで私どもの課題となっている図書館の、例えば屋根の外壁の補修であるとか、そういったことに使えないのかどうか、使えるためにはどうしたらいいのかというところを職員横断的に、特定の部署だけでなく、全職員がそういった意識を持って取り組んでいるところでございますので、その部分についてはご理解いただきたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

冒頭の町長の答弁、それから農林課長の説明、答弁の関係で、農地・水保全隊の実際の活動のお話をさせてもらっていて、そこからすぐの取組は難しいという話をさせてもらっているのですが、決して櫻井議員がご指摘の考え方や取組を否定しているわけではなくて、今、企画財政課長が答弁したとおり、そういった方向性で取り組まなければ本当にいけない。これまでもそういう指示はしているのですけれども、より一層強く指示をして、アンテナをより広く高く張りながら、使えるお金については漏れなくキャッチするというような考え方でいかなければいけないと考えているところであります。

ただ、多面的機能支払交付金に関して言うと、実際、取組はそれぞれの地域の活動組織になってくるところで、まず働きかけをしてご理解いただいて、そして組織化をして申請するというプロセスがなければ使えないお金でありますので、そういったことで時間がかかるという意味でのハードルという表現だったと思っております。それについても、先ほど農林課長からあったように、今後に向けては対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この農地・水保全隊の活動というのは、そうハードルの高いものでもないです。先ほども言ったように、農家が行っている堆肥の散布、これも対象になるはずです。だから、全戸入れるのだったら、堆肥の部分で今やっている行為が全部事業対象になる。あるいはそれぞれの地域でやっているごみ拾い、これも環境保全の対象になるのです。あるいは庭先の草を刈る、牧場周りの草を、自分たちの農場周りの草を刈る、これも景観形成のためになっているのです。ですから、そういうことを、いろいろな研究して、全農家が今やっていることを即、入る条件に満たされているからどうですかという話

を地域にすればいいだけの話だと私は思うのです。決してハードルは高くないと思いますね。

そして、もう1つ言いたいのが、全町に一括して入れろというのは無理だとするならば、それならば今ある農地・水保全隊が核となっているものを拡大していくと。磯分内のほうにも同じように排水路を管理している組織があると聞いております。そういうところと一緒にして交付金対象にすればいい。その排水路には面が、農地面積がついているわけです。それを入れることによって農地面積が増えるから、交付金が増えるわけです。徐々に徐々にでもいいから、そういう活動している組織を農地・水保全隊なるものを核として増やしていく、そういう努力もしてほしい。

そして、まだ時間があるのは、あと2年ぐらいでこの制度が変わっていきます。内容が変わると思います。1年後、2年後の話ですけれども、そこに合わせながら全町一丸となって、この制度に参加や取り組みしていくということが大事だと思います。まだ時間もありますので、どうぞよろしく研究のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で、2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、2点質問いたします。

まず、1点目の西別岳山小屋のトイレを水洗化すべきではないかであります。

西別岳の山開きも行われ、多くの登山客が訪れる季節になりました。山小屋のトイレが非水洗のままのため、登山客に評判が悪いとの話は聞いていますか。

とりわけ子供さんは恐怖さえ感じているとのことである。西別岳登山は人気もあり、多くの登山者が使うトイレを水洗化してはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の西別岳山小屋のトイレを水洗化にすべきではないかとお尋ねにお答えします。

西別岳は、阿寒摩周国立公園の豊かな自然環境に囲まれている一方で、議員承知のとおり、上下水道や電気といったインフラが整備されていない地域であります。現在の山小屋横に設置しておりますトイレはくみ取り式で、令和2年に和式便器を洋式便座へ改修し、現在は男子トイレに小便器2台、洋式便座1台、女性トイレに洋式便座2台を設置し、通年利用できるようにしているところであります。

登山客に評判が悪いとの話は聞いているかとお尋ねですが、登山客やトイレに対する意見を直接受けたことや、SNS上でも批判を受けたことはありませんが、観光施設において快適なトイレは重要な要素であると認識しております。

また、トイレを水洗化にしてはどうかについてですが、水洗化するためには安定した水源の確保とそれらを維持するために給電施設の整備が必要不可欠となります。現在、西別岳まではインフラ整備を行うことは困難な状況であり、代替策として新たに井戸を掘削、

安定した電源確保のためのソーラーシステムの導入、浄化槽の設置も必要となり、多額の費用が必要となることから、現時点での水洗化は困難であることをご理解願います。

また、バイオトイレの設置についても検討した経過がありますが、微生物の働きを利用して有機物を分解し堆肥化する仕組みを持っているため、一定の温度と湿度が必要となり、寒冷地において電気のない環境でバイオトイレを設置することは非常に難しい状況です。

西別岳のトイレにつきましては、定期的に清掃を行い、利用者の皆さんに快適な環境を提供できるよう努めるとともに、引き続き情報収集を行いながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） 非常に難しい質問だと思いましたが、私も先日、この質問をつくる前に西別岳のほうへ行って見たのですけれども、ここでちょっとお聞きしたいのですが、トイレの横に消毒はしていませんと立てているのは、あれは何か意味があるのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

それにつきましては、コロナ禍のときに毎日消毒はしていないということで、そのまま表記をさせていただいているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） 水洗化されていないということの注意喚起の意味もあるかと思ったのですけれども、そうではないということで。

それと、質問の中にもありましたけれども、子供さんが非常にトイレの便器をのぞいたときに、おっかないと言って嫌がったという話で、又聞きといいますか、山を管理している方からもお伺いしたのですけれども、確かにぱっと蓋を開けたら真っ暗で、子供さんにしてみれば、どきっとするような光景だなということなのです。何て表現したらいいのかあれなのですが、便器の設置、その辺の対策は取れないものか、検討されたことがあるかお聞きしたいのです。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

山小屋もそうなのですが、電気が来ておりません。電気を設置していませんので、夕方、夜になれば暗くなるのかなというところは私どもも認識しておりますが、そこに電気をつけるということについては検討はしていないという状況です。

それから、真っ暗というのは便槽の……

（「すばんと、もう底が見える状態」の声あり）

○観光商工課長（三船英之君） 便槽の中については、すみません、電気は難しいです。

（「そういうことじゃない」の声あり）

(何事か言う声あり)

○観光商工課長（三船英之君） 失礼いたしました。穴が空いていることで恐怖を感じると。簡易水洗であれば、蓋があって、用を足せばぽんと落ちるのですが、あそこには水がありませんのでそういう便座にはできないということです、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 水を持っていく方法がありますよね。そういう簡易的な水洗を全くつけられないということではないと理解するのですけれども、この部分の質問についてはいいです。終わります。

次に、農福連携で町の活性化を考えてはどうかについて質問いたします。

地方自治体による農福連携の推進を目的にした支援が農林水産省、厚生労働省から出されていると思いますが、本町として検討したことがありますか。

農林水産省のホームページなどによる中身については「女性、高齢者、障がい者等多様な人材が農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組」とあります。町として取組が可能な内容があるか研究してみたいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の農福連携で町の活性化を考えてはどうかのお尋ねにお答えします。

議員ご案内のとおり、農福連携は、障がい者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取り組みであり、農林水産省、厚生労働省において取り組みを進めております。

1点目の本町として検討したことがあるかのお尋ねですが、本町においては3年前に北海道から専門家による事業説明を受け、町内の事業所で取り組みが可能か検討した経過がございます。先進的な事例も幾つか紹介いただきましたが、実際に運用しているのは農業のうち野菜生産の分野であり、本町基幹産業である酪農・畜産での事例はございませんでした。

2点目の「女性、高齢者、障がい者等多様な人材が農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を促す取組」とあるが、町として取組可能な内容があるか研究してはどうかのお尋ねであります。本町がこれまで行ってきた福祉事業所と連携した取組につきましては、町育成牧場の綿羊の飼養管理や、釧路町との広域連携ブランド化推進事業における海藻飼料化に係る作業の一部を就労継続支援B型事業所に依頼しております。

また、林福連携の取組とはなりますが、令和5年度から行っている新生児木製フォトフレームプレゼント事業において、ラッピング、そば粉袋を再利用したバッグ作製などの作業を別の就労継続支援B型事業所に依頼しております。

いずれにしても、障がいを持つ方に酪農・畜産、さらには野菜生産の場において活

躍してもらい、自信や生きがいを持って社会参画を実現してもらうために必要な取組について、受け入れる側と農業者や就労支援を行う福祉事業所の意見を聞きながら、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） 今、町長の答弁の中で様々な事例を紹介されたわけですが、こういう団体、いろんな作物等、野菜等を作っている組織が協議会などを設立すると、この事業に対する交付金なんかが出る仕組みになっていると思いますけれども、その辺までの検討はされたことはありますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったのは、農福連携等に係る国の支援のことだと思いますが、こちら、議員がおっしゃるとおり、例えば具体的な例を申しますと、農山漁村振興交付金のメニューの中で農福連携にかかわるハード事業あるいはソフト事業等ございますが、こういったものについては、具体的な計画があって申請するものですので、先ほど町長から答弁申し上げましたけれども、そこにつきましては具体的な計画等がございませんので、ハード事業あるいはソフト事業について活用した実績はございません。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10 番（渡邊定之君） 実際にはまだないということなのですが、そういう意味では、私の質問の趣旨として、そういう事業があるということ、それをきっかけに町の活性化を考えるきっかけになるのではないかと思います。1つの例として、いいことだと感じていたことが、標茶の権兵衛村なんか、こういうところから、そういう福祉と高齢者の皆さんとその地域の皆さんが一体になって、これが発展的になればいいなと感じていたところではありますが、その権兵衛村は今は中止されているということです。

最後に、重複になると思いますが、町長は研究したいというお答えでありましたので、どうかそういう意味では活性化の1つとしてこの農福連携を、今後、行政としても取り組んでいただいて、1つの町の活性化のきっかけにしていきたいと思いますので、このことを最後にお答え願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 農福連携については、以前からいろんな方々から、こんな事業はどうかとか、カラマツの樹液を使った部分でのそういうものを活用したらどうかとか、様々な形のものが実は提案されているのですが、なかなかそれぞれの事業所の受け入れ体制とか、その部分で受け入れがなかなか継続的に事業として難しいとか、いろんな部分があるかと思っていますので、さらにいろんなこれから町内にあるB型事業所が特に中心となって、子供たちが、そこに通う利用者の方が安心してそこで就労活動できるように支援を継続していきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　以上で 10 番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君）（発言席）　通告文に従いましてご質問申し上げますが、質疑者の通告文、質問内容のとおぼしめ、「取組不足による」となっておりますが、これは「職員不足による」ということで、多分変換ミスだと思いますので、訂正をお願いしたいと思います。

去る 5 月 16 日、全員協議会が開催され、役場組織の機構改革について、町側から説明を受けました。改革の理由は、職員の不足によって町民サービスを落とさないためとして行うとの説明でありました。行財政改革推進室の設置、建設課と水道課の統合、税務課、住民課の統合、そして 5 課の再編の概要を詳しく述べていただきたいと思います。

ここ数年、課長補佐と係長の兼務発令が増えていますが、現在、兼務発令は何人なのでしょう。なぜ兼務発令をしているのか、その理由も伺います。

町が提案しようとしている機構改革は、一部職員の業務の負担が増えると思われます。そして、そのことによって、業務意欲の低下や健康悪化を招きかねないのではないかと考えますが、さらに町民へのサービス低下につながるものが懸念されるとも考えますが、いかがですか。

今回提案しようとしている機構改革は、厳しい財政への解消が一番の目的と考えますが、この改革によって、財政効果はどの程度と考えているのかを伺います。

改革によってまちづくりを進めていくのは町民の理解が必要と考えますが、どのような方法で説明をし、理解を求めるのかも伺います。

全員協議会で説明を受けた改革は、町民が安全で安心して暮らせるための改革とはなっていない。例えば、上水と下水道系の統合は、広い面積の本町のインフラ整備に非常に不安と危機感を覚えてならないのです。さらに、議員、職員への説明から、実施しようとする期間が極めて短過ぎます。改革することは今よりも本来、効果的な業務ができるように変えることではないのでしょうか。

職員不足を機構改革で解消することは無理で、財源手だてにもならないとも考えます。なぜ、急いでしなければならないのかも伺います。

○議長（菊地誠道君）　町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇）　4 番、鈴木議員の役場組織の機構改革についてのお尋ねにお答えいたします。

役場組織の機構改革につきましては、5 月 16 日に開催の全員協議会でもご説明させていただいていますが、基本的な考え方につきましては、持続可能な行政運営に向け、行財政改革を着実に推進するとともに、各部署における行政課題への対応、効率的、効果的な行政運営の執行を行うとともに、さらには町民サービスの向上及び町民の安全・安心な生活を確保することを目的として、機構改革を行いたいと考えているところです。

1 点目のご質問の課長補佐と係長の兼務数についてのお尋ねですが、公民館長を除く現

在の補佐、次長職については11名です。そのうち係長と兼務発令数は8名ですので、補佐級の各職員が係長を兼務している割合は72%となっております。議員の感覚では課長補佐と係長の兼務が増えているとのことですが、過去の発令状況との兼務発令している割合を比較しても、決して高い割合ではないものと認識しております。

兼務発令の理由については、住民サービスの多様化などにより限られた人材で多様な業務をこなす必要があることと、課長になる前の段階で管理職としての能力を高めるためのスキルを身につけてもらうための、人材育成という側面からの発令でございます。

2点目の機構改革によって、さらに職員の業務負担が増えると思われる。業務意欲の低下や健康悪化を招き、町民サービスの低下につながるものが心配されるということのお尋ねですが、役場全体の業務量という点では、これまでの業務量とは変わらずに職員数も変わらない中で業務の平準化、効率化を行いますので、基本的には業務量が減ることはあっても、増えることは想定しておりません。ただし、組織編成や事務分掌の移行過程、配置の異動等により、一時的には業務量が増えることは想定しております。

個々の職員の業務量という点では、業務の平準化によって、これまで業務量が他と比較して少なかった職員は増えますし、業務量が多かった職員は減ることとなりますので、一部の職員は負担感が増すことにはなりますが、部分最適ではなく、全体最適という形で機構改革を行おうとしていることをご理解願います。

3点目の財政的な効果はどの程度かというお尋ねについては、機構改革によって業務の効率化が進むことで無駄なコストを削減し、結果として財政的な負担軽減につながると考えております。ただし、その具体的な数値については、実施後に効果を測定していきたいと考えております。

また、今回の機構改革に合わせて、役場庁舎の効率的な配置によって生まれたスペースを活用し、現在の教育委員会庁舎の執務室を役場庁舎に移転したいと考えております。それによって、これまで教育委員会庁舎の管理費用として、年間120万円かかっていた費用が削減されることが期待されるところです。

4点目の町民と一緒にまちづくりを進めていくとのことだが、町民への説明と理解を得るための方策はどのようにするのかとのお尋ねですが、機構改革の目的や内容によっては広報等により丁寧に説明するとともに、機構改革によって、町民がどこに相談していけばいいのか、来庁される方が困らないように、来庁者が見やすい場所にデジタルサイネージを設置し、案内する等の対応を考えているところですのでご理解ください。

5点目の機構改革が町民の安全・安心な暮らしに寄与するものでなければならないが、内容はそのようになっていないと考えるというお尋ねですが、現在の総務課交通防災係は、1つの係で防災、消防、交通安全、防犯に関する業務を担っておりますが、今まで以上に町民の安心・安全な暮らしを確保するために、千島海溝沿いの大地震をはじめとする自然災害や、新型インフルエンザなどの感染症などの危機から、町民の生命、身体及び財産の安全確保対策を強化するための目的で、総務課内に危機管理係として再編します。

一方、交通安全対策と防犯に関する業務、消費者対策、更生保護、人権擁護など、これまで各係に分散していた業務を一元化し、生活安全係として、新たに町民課に配置したいと考えております。それぞれ単独で係を設置することによって、今まで以上に町民が安全に安心して暮らせる組織になるものと考えております。

6点目の説明から実施まで期間が短く、十分な議論もない改革をなぜ急ぐかとお尋ねですが、基本的な考え方につきましては、先ほど申したとおり、持続可能な行政運営に向け、行財政改革を着実に推進することなどを目的として、機構改革を行いたいと考えているところです。

また、財政状況については、町議会の議員の皆さんにもご心配をおかけしておりますが、3月定例会では、財政健全化調査特別委員会を設置していただくことになりましたことを真摯に受け止め、特別委員会の動きに遅れることのないように行財政改革推進計画案を早急に取りまとめ、議会をはじめ町民の皆さんとともに真摯に向き合うためには、一刻の猶予もないと考えております。

さらには、議員ご案内のとおり、これまでの定期監査でも、時間外の発生要因の把握、課題の整理をした上で、組織再編、職員の配置の見直しについてご指摘をいただいておりますので、その課題の解決策の1つとしてのご提案であることを、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 町長のご答弁がとてもきついようなご答弁に、感情がとても入っていると感じて聞いておりました。まさに大変な状況である、財政状況が大変だということは、議会議員全員も承知しておりますし、もちろん私も承知をしております。そういう意味では、再質問の中で、まず補佐がそれほど増えていないということですが、補佐職は補佐職としての役割、仕事があると、私は思っておりますし、係長は係長としての仕事もあります。

ただ、思ったことは、補佐になれば管理職となるのです。言ってみれば管理職手当を払うが、係長の立場で言えば超過勤務が出ないとそのように私は理解をしておりますけれども、それで間違いないですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今おっしゃるとおり、補佐職は管理職になるので、超過勤務の対象外になります。

（何事か言う声あり）

○総務課長（長野大介君） 手当の支給はございません。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 要は、係長と兼務しても超過勤務手当は出ないということですね。

私は決して否定するものではないのですが、先ほど申し上げたとおりに、補佐は

補佐の責任、あるいは係長は係長の業務があるということでは、当然、兼務発令もあるかと思うのですけれども、そのときの労働時間といいますか、業務量が非常に増えるのではないかという心配を私は持っております。

最近、健康を害して休まれている職員が増えてきていると聞いておりますけれども、そのようなことが、補佐と係長の兼務だからではなくして、全体だと思うのですけれども、その辺になると、業務量が増えるという意味からするとそういう懸念、心配はないですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

数制的な部分で言うと、係長から補佐になったときの、補佐兼務になったときの数字というのは把握してございませんけれども、そう増えることではないのではないかと思います。というのは、まず係長以上のスキルがある職員が補佐職として、それなりに能力があるということで抜てきされるわけですから、そう思うことでありますし、ちなみに私も係長と課長を兼務しておりまして、合わせると4つの職を持っておりますけれども、それなりに体を壊さずにやっているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 総務課長は心身ともに非常に強い方だから、いろんな兼務をされていても健康を害しないと理解をいたしますけれども、とにかく私は、やっぱり健康を害さないことが一番だと思っております。ですから、今、健康を害されて長期休暇をとられているという方は何人いらっしゃるでしょうか。把握できていますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） 今、6人でございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 6人はやっぱり多いですね。それが全て業務とかかわりがあるかどうかということは私は理解していませんけれども、いろんな理由において健康を害されているということなのだろうと思うのですが、やはり兼務発令をするということはできるだけ避けるべきだと思っております。

また、今回の提案でこれから分掌条例の改正があるわけですが、一番懸念されることは質問の中でも申し上げましたが、水道課です。建設課と水道課が、4月から課長が兼務になって、課長は大変な思いをされていると思うのですが、今回の分掌条例において、上水と下水の今まであった係1つ1つが統合されるという提案がこれからされるのだと思うのですけれども、これだけ広い面積の本町、そういう意味からすると、下水道の整備は延長です。下水、上水で、メモしてきたのですが、合わせて、町道が508路線、さらには728.5キロメートルの延長です。あるいは下水道整備におきましても、面積には233.4ヘクタール、管渠総延長7万6,978メートル。非常に本町は広いですから、長いと理解しております。それが要するに係の統合によってということは、係長が1つになると

いうことで理解していいのですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君） 今回の議会でご提案差し上げる条例改正のほうには、課の部分になりますので、係のほうについてはご提案申し上げないのですが、基本的には、1つの係になれば係長は1人となります。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） そうでしたね。課なのですから、全員協議会の中では係を1つにしたいというご説明がありました。

私はこの説明を受けて、先ほどどなたかも話しましたが、頻繁に今、地震が起きております。33年前の釧路沖地震。多分、今ここにいらっしゃる管理職は記憶にあると思いますけれども、現在、下で働いている方々は、この釧路沖地震のときの経験はあっても、現場で働いてきたという経験は、多分ないのではないかなと思います。あのときは停電はもちろんのこと、上水の断水、さらには下水を住民の皆さんに流すことを気をつけてくれと呼びかけた。私もあの当時から議員させていただいておりましたけれども、役場の職員と一緒に広報車に乗って、下水道の水を節水してくれと、極力、流さないでくださいという広報活動をしてまいりました。

この間、震度4。標茶町が防災無線で震度4ですと放送が流れました。当時、職員さんは、たしか震度4のときには全員集合したのでなかったでしょうか。違いましたか、5でしたか。そんな思いをして、本当にあの釧路沖地震を思い出しました。

これは預言者の話だというのですが、8月には非常に大きな地震が来るのだと。そのための今は余震でないかとも言われておりまして、信用したくはないのですが、今のこういう地震が多い状況の中で係を統合した場合に、本町のインフラ整備、道路延長は長い、あるいは水道、下水道、それらの整備というのは本当にできるのだろうかと不安に思います。

そういう意味からすると、なぜこのところを変えようとしているのかが、正直に言っても私はわからないのです。他の事務とかになると、やむを得ないのかなとは思いますが、道路にしても、水道にしてもあくまでも生活に係るインフラ整備の部分です。そういうことを考えると、本当に町民の皆さんが安心して暮らしていけるような、そんな役場になるのだろうかと思うのですが、そのことを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、我が町のインフラは、大変優秀な技術職員たちによってこれまで維持をしてまいりました。

係の統合でそこが薄れるのではないかとご心配なのですが、現状、いろいろないきさつがあって、水道課が2階にあり、建設課が1階にあるという状況です。そして、それぞれ技術職員が建設課と水道課に割り振られております。水道課の職員にあっては、企業

会計の職員という立場も持っている職員もおります。

そういう状況で、大災害が起きて道路や水道が一遍に壊れたときに、水道課は水道課だけ、建設課は建設課だけという対応では不十分だと考えております。そういう意味でもこの時期に1つにして、そして、それぞれ建設課の技術職については水道の技術分野、それから水道課の職員や技術職については建設課の技術分野について理解をしながら全体化をしていくというのが、今の技術職について強化する一番の道だと考えておりまして、議員からはいろいろ、なぜ急ぐというご質問なのですが、決してそれだけではなくて、足りないのであれば補充すればいいということがかなわない時代になっております。そういう意味でも、今いるスタッフを効率的に使わせてもらうという、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、そうすることが町民のインフラ、財産を守るために一番いい方策だと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 効率的にというのは、自分は理解いたします。

ただ、やはり、副町長が今そのように答弁されて、上と下にいる建設課と水道課の作業の進み具合によっても、1つにしたほうがいいのかろうと考え方だろうと思うのですが、確かにそうかもしれません。しかし、本当に私、先日、日曜日に帯広において、女性議員の集まりがありまして、その会議に参加しました。そのとき、今回の上水と下水の話を情報提供ということでさせていただきました。女性議員の皆さんでしたから、正直言って、まず異口同音に、ええっという声を聞かされました。

（何事か言う声あり）

○4番（鈴木裕美君） そんなことで、上水と下水あるいは建設課と、先ほども申し上げたとおりに、インフラで一番大事なところですよという大方の声がありました。

ですから、私は、ただ、やむを得ないという部分も持っておりますし、全員協議会の副町長の説明の中で、機構改革はこれからもしていくのだという言われ方、確か説明がありました。ですから、その部分でいうと、やってみて駄目だったらまた改革していくと私は捉えたのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） そのとおりでございます。大規模な機構改革というのが長いこと行われておりませんでした。その間に、先ほど申し上げように、職員の採用にかかわる環境が大きく変わったりとか、それから、仕事そのものも非常にある分野においては専門性が高まったり多様化したりしている中で、過去の組織のままでは立ち行かなくなるといって、そういう危機感を持って今回提案をさせてもらっております。

ただ、100%の形にできるかという、そこは約束ができない中で言うと、不十分なところがあれば直ちに補完することが基本的な姿勢であります。これは機構改革にとどまらず、人員配置、いわゆる人事異動の部分についても同様に考えるべきだと考えております。

それから、先ほどの答弁、舌足らずだったのですけれども、機構改革、今回の事務分掌条例改正案の中で、建設課と水道課を1つにして、それぞれ建設水道課という1つの課にする、そして、その下にはこういう係を置きたいということについては、全員協議会で説明をさせてもらったとおりなのですけれども、技術職にあっては、先ほど答弁したことと関連するのですが、それぞれ実際の業務分担の中で兼務発令するまでもなく、相互に協力し合える体制をつくってもらいたいということに関して、管理職には指示をしてまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 最後ですけれども、とにかく今回のこの改革について、私はそれぞれの職員さんの方々にいろいろ意見を、どう思っているのという感じで伺いました。皆さん、この先が本当に不安なのだと。特に、今、統合しようとしている、提案されようとしているところの方々については、私以上に不安を持たれているのではないかと、いろんな方に聞いて率直に感じました。

総務課長のように4つも持っていて、心身ともに強い方はいいかもしれません。でも、本当に健康に被害を及ぼさないかと、そういうふうに思ったりもいたしますので、ぜひ職員の健康管理だけは万全を期してやっていただきたいと私のほうからお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。報告第4号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第4号の内容について説明いたします。

令和6年度一般会計補正予算第12号の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、中小企業資金貸付金事業2,000万円、ふるさと納税の記念品8,611万7,000円、ふるさと寄附基金積立金5,055万8,000円などであります。

他会計への繰出につきましては、後期高齢者医療特別会計で526万5,000円を、国民健康保険事業事業勘定特別会計で1,409万8,000円を、介護保険事業特別会計で3,700万円をそれぞれ減額しております。

また一部事務組合負担金としましては、釧路北部消防事務組合負担金として1,112万円を減額しております。

追加といたしましては、財政調整基金積立金 2 億 810 万 9,000 円、減債基金積立金 1 億 962 万 5,000 円、町有施設整備基金積立金 1,252 万円、教育振興基金積立金 1,000 万円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は 2 億 5,044 万 9,000 円の減額となり、最終予算総額は 119 億 7,249 万 1,000 円となりました。

また、繰越明許費で 2 件の補正提案、地方債は、最終決定額に合わせ補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

本件は、3 月 31 日をもって専決処分させていただきました。

ご承認のほどお願い申し上げます。

議案書の 1 ページを、お開きください。

報告第 4 号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書（写）

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 12 号）は、別紙の定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和 6 年度一般会計補正予算書によりご説明いたします。

予算書の 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 12 号）

令和 6 年度標茶町の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 5,044 万 9,000 円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 119 億 7,249 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

以下、内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

29 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページから 5 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

6 ページをお開きください。

第 2 表 繰越明許費補正でございます。

3 款 1 項社会福祉費、事業名は低所得者支援給付金事業、新規の設定でございます、449 万 1,000 円とするものです。

続きまして、7 款 1 項商工費、事業名は重点支援地方交付金地域商品券発行事業でございます。新規の設定でございます、119 万 6,000 円とするものでございます。

次ページをお開きください。

7 ページは地方債補正でございます。

第 3 表 地方債補正

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額 4 億 3,150 万円から、みどり認定こども園防音事業から森林整備対策事業まで計で 790 万円を減額し、補正後の限度額を 4 億 2,360 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

2 脱炭素化推進事業、補正前の限度額 2,020 万円から 680 万円を減額し、補正後の限度額を 1,340 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

5 緊急浚渫推進事業、補正前の限度額 2,100 万円から 40 万円を減額し、補正後の限度額を 2,060 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

7 災害援護資金貸付債、補正前の限度額 250 万円につきましては皆減となっております。

8 辺地対策事業、補正前の限度額 2,740 万円から、釧路湿原かや沼観光宿泊施設整備事業について 620 万円を減額し、補正後の限度額を 2,120 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

9 緊急自然災害防止対策事業、補正前の限度額 570 万円から 50 万円を減額し、補正後の限度額を 520 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

10 災害復旧事業、補正前の限度額 2,340 万円から公共土木施設 450 万円を減額し、補正後の限度額を 1,890 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額 7 億 4,085 万 8,000 円から 2,880 万円を減額し、補正後の限度額を 7 億 1,205 万 8,000 円とするものです。

70 ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の

見込みに関する調書」でございます。合計で申し上げます。当該年度中記載見込額、補正前の額 7 億 4,085 万 8,000 円から補正額 2,880 万円を減額し、補正後の額を 7 億 1,205 万 8,000 円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額 129 億 3,621 万 6,000 円から補正額 2,880 万円を減額し、補正後の額を 129 億 741 万 6,000 円とするものです。

以上で、報告第 4 号の内容説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 3 時 28 分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 1 番

深 見 迪

署名議員 2 番

櫻 井 一 隆

署名議員 3 番

本 多 耕 平

令和7年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年6月4日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 3 議案第38号 財産の取得について
- 第 4 議案第39号 財産の取得について
- 第 5 議案第40号 工事請負契約の締結について
議案第41号 工事請負契約の締結について
議案第42号 工事請負契約の締結について
議案第43号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第44号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第45号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第46号 令和7年度標茶町一般会計補正予算
- 第 9 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第10 意見書案第4号 戦後80周年にあたり歴史の教訓に向き合い、平和な世界に向けた立場を表明する談話を発することを求める意見書
- 第11 意見書案第5号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書
- 第12 意見書案第6号 米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書
- 第13 意見書案第7号 すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 第14 意見書案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
- 第15 意見書案第9号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第16 請願第 1号 旧新栄児童館跡地の無償貸与に関する請願書（総務経済委員会報告）
- 第17 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

第18 議員派遣について

追 加 議案第40号 令和7年度標茶町一般会計補正予算

(議案第46号審査特別委員会報告)

○出席議員(12名)

1番 深 見 迪 君	2番 櫻 井 一 隆 君
3番 本 多 耕 平 君	4番 鈴 木 裕 美 君
5番 鴻 池 智 子 君	6番 齊 藤 昇 一 君
7番 黒 沼 俊 幸 君	8番 長 尾 式 宮 君
9番 松 下 哲 也 君	10番 渡 邊 定 之 君
11番 類 瀬 光 信 君	12番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長 兼	菊 地 誠 君
水 道 課 長	
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
育 成 牧 場 長	山 崎 浩 樹 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	若 松 務 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君

中 央 公 民 館 長

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 齋 藤 和 伸 君

議 事 係 長 熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎報告第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。報告第4号を議題といたします

本件については、昨日、内容の説明を受けておりますので、直ちに審議に入ります。

本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 歳入23ページ、17款寄附金についてですが、一般寄附の中のふるさと納税寄附金、これはふるさと納税自体がどのくらい受けた額が減ったということなのでしょうか。資料を持ち合わせていないので、前年比で教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。まずは今回の1億6,432万5,000円ですけれども、当初予算では3億円を見ておりましたが、直近の実績では1億3,567万5,000円程度になりましたので、補正予算で1億6,432万5,000円を減額させていただいたということでございます。昨年が2億1,413万4,898円でしたので、差っ引きますと8,000万円弱程度、寄附が下がったという実績でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） わかりました。それで、そのさらに前々年度との比較でいうと、取扱業者が1社入れ替えになっているわけですが、分析としては1社入れ替えたということの影響があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 取扱業者が1社というのは、中間業者が昨年変えたということで、取扱事業者を変えたというのはちょっと違いますが、扱う業者、中間の業者さんを昨年の夏から秋にかけて変えさせていただきました。

昨年の時も答弁させていただいたかどうか記憶がないのですが、変えた理由とし

ては町内の事業者さんからのいろんな対応ですとか、それから、これから本町でいきますと、ぽん・ぽんゆを絡めたアクティビティとの連携によるそれをふるさと納税の商品化にしたいので、そういったところに長けている中間業者さん、あとは一番は手数料が安いというところで、今、寄附金の手数料は国で厳しい制限がかかっていますので、一定の経費の率はかなり抑えられています。そこを鑑みると、他の業者さんの率が高いので、見直しをして低いところにしたというそういった複合の要素はありますけれども、やはり下がった要因といたしましては、コロナ禍においては巣ごもり需要といいたし、そういった旅行に行けないというところもあって、全国的な傾向としてはそういった方々がふるさと納税のほうに流れてきたということは全国的な分析で、それが標茶町にすっぽり当てはまるかというのはわかりませんが、我々としてもそういった傾向があるのではないかと考えています。

でもコロナ禍が明けて、では元に戻るかというところでは、やはり旅行のほうも好調だという話で、かなり旅行業界のほうは人数が多くなったということもありますけれども、それと反比例してふるさと納税はというところでいけば、上がっている自治体もありますから、これは報道でもご案内のとおりだと思いますが、下がったところもある。それが一概に中間事業者が影響しているのかどうかという分析までは、私どもはできておりませんが、やはり私どもは町内の事業者さんへの経済効果というところもありますので、そういった声をしっかり商品に反映し、また、今、高校とも色々協議しながら、高校の商品も出したいと思いますので、それからアクティビティもどうにか出したいというところがありますので、そういった色々な商品を出しながら、ふるさと納税の寄付を応援していただいたり、関心を持ってもらったりして本町のふるさと納税の寄付を増やしていきたい、そういった取り組みをしていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第5号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 報告第5号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年度一般会計、各補正予算で議決をいただきました6件の繰越明許費繰越計算書であります。

令和6年度歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより、令和7年度に繰越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書の調製について

令和6年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するというものです。

次ページをご覧ください。

令和6年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書です。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、低所得者支援給付金事業3,257万円、翌年度繰越額449万600円、財源内訳ですが、一般財源で449万600円でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、しべちや斎場火葬炉改修業、金額は517万円、翌年度繰越額は同額の517万円、財源内訳ですが一般財源で517万円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担金（標茶北部地区）、金額が1億1,465万1,000円、翌年度繰越額1億637万5,000円、財源内訳ですが、一般財源で1億637万5,000円でございます。同じく6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担金（標茶西部地区）、金額が1,265万8,000円、翌年度繰越額925万円、財源内訳は、一般財源で925万円でございます。同じく6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業負担金（標茶南部第2地区）、金額が1,698万5,000円、翌年度繰越額725万円、財源内訳は、一般財源で725万円でございます。

7款商工費、1項商工費、事業名が重点支援地方交付金地域商品券発行事業、金額が290

万6,000円、翌年度繰越額が119万6,000円、財源内訳ですが、一般財源で119万6,000円でございます。

合計では金額が1億8,494万円、翌年度繰越額1億3,373万1,600円、財源内訳ですが、国道支出金449万600円、一般財源が1億2,924万1,000円となっております。

調製につきましては、令和7年5月31日でございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第5号を終了します。

◎議案第38号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第38号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、町内小中学校で使用する学習用情報機器端末、いわゆるタブレット端末と、その端末を使用するために必要となる端末管理機能、いわゆるライセンスの財産取得であります。

国の第1期GIGAスクール構想に基づき、整備を行った学習用情報機器端末が耐用年数を迎えるため、令和7年度・令和8年度の2か年で更新を行いたく、本案においては、令和8年度在籍児童生徒予定数の半分221台と予備機32台、そして教員分71台、合わせて324台の取得を行うものであります。

なお、取得につきましては、北海道公立学校情報機器整備共同調達会議による、道内自治体との共同調達を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書5ページと議案説明資料1ページをご覧ください。

議案第38号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 財産の種類、数量、公立学校情報機器端末及び端末管理機能324台。2 取得の目的、公立学校における学習に使用するため。3 取得金額1,728万5,400円。4 取得の相手方、住所、東京都新宿区西新宿3丁目19番2号、氏名、東日本電信電話株式会社、代表取締役社長、

渋谷直樹です。

資料にまいります。

財産の取得に関する資料

入札年月日は令和7年3月18日。

北海道公立学校情報機器整備共同調達会議により、一般競争入札を行った結果、東日本電信電話株式会社の落札となりました。

納入期限は令和8年3月31日としております。

なお、次ページには公立学校情報機器端末等の仕様の詳細になります。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案可決されました。

◎議案第39号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第39号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、みどり認定こども園改築に伴い、新たに厨房機器を購入するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決を求めるものでございます。

以下、内容について議案説明資料とあわせてご説明いたします。

議案6ページ、議案説明資料4ページをお開きください。

議案第39号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 財産の種類、数量、別紙のとおりとなっておりますが、後ほどご説明いたします。
2 取得の目的、みどり認定こども園改築に伴い厨房機器を更新するため。3 取得金額、913万円。4 取得の相手方、東京都品川区戸越1丁目7番20号、タニコー株式会社、代表取締役、谷口秀一。

次ページへまいります。

ただいま説明しました、厨房機器一式の内訳となっております。

デジタル台秤からグリッド集器まで合計で39種類46台となっております。

資料にまいります。

指名業者の状況は、日本調理機器株式会社、株式会社アイホー、株式会社中西製作所、タニコー株式会社、ホシザキ北海道株式会社の5社を指名業者とし、令和7年5月27日に入札執行いたしました。納入期限は令和8年7月31日、予定価格は1,848万円となっております。

5ページをお開きください。

こちらにつきましては、厨房機器の配置図となっております。図面上の数字と4ページのナンバーの数字が符号しており、それぞれの設置箇所とご理解をいただきたいと存じます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案可決されました。

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、みどり認定こども園改築に伴い、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の8ページと議案説明資料の6ページをご覧ください。

議案第40号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、みどり認定こども園防音事業改築建築主体工事。2 契約金額、5億1,150万円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、サトケン・星特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役、佐藤紀寿。構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役、星光彦。

資料へまいります。

工事概要は、鉄筋コンクリート造平屋建801.80平方メートル、物置（1）32.76平方メートル、物置（2）12.39平方メートル。指名業者の状況は、サトケン・星特定建設工事共同企業体、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社を指名業者とし、令和7年5月27日に入札執行しました。竣工予定日は令和8年7月31日です。新規・継続の別は新規。予定価格は5億2,070万7,000円となっております。

続きまして、議案9ページ、議案説明資料7ページをご覧ください。

議案第41号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、みどり認定こども園防音事業改築附帯機械設備工事。2 契約金額、2億7,830万円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、池田・服部・三浦特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市北区北12条西3丁目2番20号、池田煖房工業株式会社、代表取締役、池田薫。構成員、川上郡標茶町桜2丁目18番地、有限会社服部組、代表取締役、服部泰徳。構成員、川上郡標茶町旭2丁目2番5号、株式会社三浦ポンプ機械店、代表取締役、小野哲朗。

資料へまいります。

工事概要は、空気調和設備、暖房設備、除湿設備、排気設備、換気設備、自動制御設備、屋外給排水設備、消火設備、給湯設備、衛生器具設備、ガス設備、オイルタンク設備、それぞれ一式です。

指名業者の状況は太平洋・永昌特定建設工事共同企業体、池田・服部・三浦特定建設工事共同企業体、総合設備株式会社、株式会社近藤設備工業、株式会社共立、榑設備工業株式会社の6社を指名業者とし、令和7年5月27日に入札執行しました。竣工予定日は令和8年7月31日。新規・継続の別は新規、予定価格は2億8,199万6,000円となっております。

続きまして、議案10ページ、議案説明資料8ページをご覧ください。

議案第42号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、みどり認定こども園防音事業改築附帯強電設備工事。2 契約金額、1億621万6,000円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、川上郡標茶町川上3丁目1番地、株式会社笹野電気、代表取締役、長崎正人です。

資料へまいります。

工事概要は、電灯設備、動力設備、受変電設備、構内配電線路設備、構内通信線路設備それぞれ一式です。指名業者の状況は、株式会社笹野電気、ささき電設株式会社、マツダ電気株式会社、サンエス電気通信株式会社、北電工業株式会社、高部電気株式会社の6社を指名業者とし、令和7年5月27日に入札執行しました。竣工予定日は令和8年7月31日です。新規・継続の別は新規、予定価格は1億1,118万8,000円となっております。

続きまして、議案11ページ、議案説明資料9ページをご覧ください。

議案第43号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、みどり認定こども園防音事業改築附帯弱電設備工事。2 契約金額、1億538万円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、川上郡標茶町開運7丁目65番地、ささき電設株式会社、代表取締役、瀬山敏彦です。

資料へまいります。

工事概要は、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備、太陽光発電設備、それぞれ一式です。指名業者の状況は、株式会社笹野電気、ささき電設株式会社、マツダ電気株式会社、サンエス電気通信株式会社、北電工業株式会社、高部電気株式会社の6社を指名業者とし、令和7年5月27日に入札執行しました。竣工予定日は令和8年7月31日です。新規・継続の別は新規、予定価格は1億864万7,000円となっております。

以上で、議案第40号、41号、42号及び43号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は、議案ごとに行います。

初めに議案第40号についてご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第40号の質疑を終了いたします。

次に議案第41号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第41号の質疑を終了いたします。

次に議案第42号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 工事の関係は詳しくないのですが、議案第43号の電気の関係で、分けて入札しておりますが、いずれも地元業者ということなのですが、これは1つでできなかったのでしょうか。その辺わからないものですから、お願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） お答えいたします。電気設備につきましては契約の目的がございましたように、強電設備、弱電設備ということで大きく2つに分かれます。そのため、同じ電気といえども工事の種類が全く変わりますので、2つに分けたほうが効率も上がりますし、工期の関係もありますので、2つに分けて発注したということでございますのでご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 2つに分けたということですがけれども、経費の関係で1つにするほうが例えば効率よく上がるのではないか、経費の件も伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・菊地君。

○建設課長（菊地 誠君） 経費につきましては、金額が大きくなれば最大の経費の率になりますので、今回の場合ですと、大きく変わることはございません。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第42号の質疑を終了いたします。

次に議案第43号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） 説明資料の中で、太陽光発電設備が載っておりますけれども、本町のこういう公共施設で多分、太陽光設備を設置することは初めてかという気がするのですが……、ありましたか。この導入する目的はどのようなものですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えいたします。それにつきましては、防衛省の防音

事業となっております、換気設備がございます。そちらのほうの電気を賄うために太陽光発電を設置するものでございます。今までの防衛省の防音事業につきましては、いずれも太陽光発電を設置しているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議題４案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題４案を一括して採決いたします。

議題４案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号は原案可決されました。

◎議案第44号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第44号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、被保険者の医療費の支出に応じ、応能分と応益分からなる保険税の負担を求め、それをもって国民健康保険税の事業運営の安定化を図るものでございます。

平成30年度から始まりました国民健康保険の都道府県化により、保険税は納付金という形で財政運営の責任主体である北海道に納めることとなっております。

また、持続可能かつ安定的な国保運営を目指すため、国保事業が赤字である市町村は、決算補填等を目的とした法定外繰入の解消が求められ、これに該当する市町村は、赤字解消に向けた計画を立てて取り組んでおります。本町においては、1年前倒しで平成29年度から令和9年度までの計画を立て、法定外繰入の解消を目指して段階的に取り組んでおります。

計画の内容としましては、北海道が激変緩和策として、保険税の引き上げ率を2%以内とする基準を示したことを受け、この基準を考慮した上で、さらに所得金額が300万円の

世帯における保険税の引き上げ幅を7,500円から8,000円程度に抑える税率改正を行う内容としております。

また、北海道の標準保険料率の算定に係る賦課方式が所得割、均等割、平等割の3方式となっていることから、令和9年度までに資産割を廃止することとあわせた税率改正の計画を進めているところであり、今年度は計画の9年目になります。

なお、本案につきましては、5月22日に行われた第15回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案書12ページをご覧ください。

議案第44号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料16ページ、議案第44号資料②をお開きください。

議案説明資料、議案第44号資料②

改正項目「1. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」で、条項は条例第3条第1項、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の6.63から100分の7.07に引き上げるものです。施行は公布の日、適用は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目「2. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」で、条項は条例第4条、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を100分の6.6から100分の4.4に引き下げるものです。

改正項目「3. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」で、条項は条例第5条、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の被保険者1人当たりの均等割額を2万6,000円から2万6,500円に引き上げるものです。

改正項目「4. 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は税率の改正で、基礎課税額分の1世帯当たりの平等割額について、第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は2万1,500円を2万1,000円に、第2号特定世帯は1万750円を1万500円に、第3号特定継続世帯は1万6,125円を1万5,750円に引き下げるものです。

次のページをご覧ください。

改正項目「5. 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額」で、条項は条例第9条

の2、改正内容は税率の改正で、介護納付金課税分の1世帯当たりの平等割額を7,500円から7,000円に引き下げるものです。

改正項目「6. 国民健康保険税の減額」で、条項は条例第23条第1項及び第2項、改正内容は7割、5割、2割の各減額及び未就学児の被保険者均等割額の減額の改正で、第1項は7割、5割、2割の各減額における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正になります。第1項第1号は、7割減額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は1万8,200円を1万8,550円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は15,050円を14,700円に、(イ) 特定世帯は7,525円を7,350円に、(ウ) 特定継続世帯は1万1,287円を1万1,025円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は、5,250円を4,900円に引き下げるものです。

同項第2号は、5割減額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は1万3,000円を1万3,250円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万750円を1万500円に、(イ) 特定世帯は5,375円を5,250円に、(ウ) 特定継続世帯は8,062円を7,875円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は3,750円を3,500円に引き下げるものです。

次のページをご覧ください。

同項第3号は、2割減額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は5,200円を5,300円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は、(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4,300円を4,200円に、(イ) 特定世帯は2,150円を2,100円に、(ウ) 特定継続世帯は3,225円を3,150円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は1,500円を1,400円に引き下げるものです。

第2項は未就学児の被保険者均等割額の減額に係る改正で、第1号未就学児の基礎課税額分の被保険者均等割額は、ア、7割減額軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は3,900円を3,975円に、イ、5割減額軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は6,125円を6,250円に、ウ、2割減額軽減世帯の未就学児の被保険者均等割額は10,400円を10,600円に、エ、上記アからウに掲げる世帯以外の世帯の未就学児の被保険者均等割額は13,000円を13,250円に引き上げるものです。

以上で、議案第44号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 1つは、この時期にこの程度の割合で新しい数字の提案が毎年出てくるという考えでよいかということと、2つ目にこの資産割額がどんどん下がってきますが、この資産割額をなくしていく方向なわけですけれども、何年後にこれがなくなるのか。3つ目は、1人当たりの均等割額は家族が多いほど、多くなりますよね。そういう解

積でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・石黒君。

○税務課長（石黒敬一郎君） お答えいたします。まず、1点目の税率改正はこの時期に行うのかという質問かと思いますが、今年度7月から国民健康保険税が新たに納付書が発送されるので、少なくともこの時期に税率の改正を行いたいと考えております。

それから2点目の資産割は何年後に解消されるのかということですが、現在の計画においては令和9年度には資産割額をなくすということで、令和8年度まで資産割額がかかるという計算になっております。

3点目の均等割額の関係ですが、現在の計画においては令和9年度までの計画なのですが、その計画の中身につきましては均等割額は増えていくような計画となっております。

失礼いたしました、均等割においては人数に対する税額になりますので、家族が増えればその分の額は増えていくという内容になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案可決されました。

◎議案第45号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第45号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げ

げます。

本案につきましては、人口減少・少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費や物価高騰・人件費の増加が見込まれる中、公共施設等の老朽化の対策に加え、激甚化・頻発化する自然災害・地球温暖化対策・環境汚染対策などの新たな課題に対する支出など行財政改革は一刻の猶予もない状態であります。そういった中で、持続可能な行政運営に向けた行財政改革の着実な推進を行うとともに、各種行政課題への対応、より効率的・効果的な行政運営の執行を行うこと、さらには町民サービスの向上及び町民の安全・安心な生活を確保することを目的として、事務分掌条例の改正をしたいというものであります。

また、第2条から第6条までは事務分掌条例の改正に伴い、関係する条例等の改正を行うものです。

次に、機構改革の概要についてご説明申し上げます。条例改正にあたっては、課の設置および事務分掌の改正事項となりますが、参考に関係する係の再編等についても合わせてご説明いたします。

1点目は「行財政改革推進室」の設置であります。

ただいま申し上げた諸課題に対し、集中して取り組むために行政サービスの充実、効率性・効果的な行政運営、健全な行財政運営、公共施設の適正化などを目的に、これまで総務課庶務係で担っていた「行政事務の効率化に関すること」と、企画財政課企画調整係の「行財政改革の推進に関すること」を集約・移管し、新たに「行財政改革推進室」を設置したいと考えております。

2点目は建設課・水道課の統合そして名称の変更であります。

国の水道行政が厚生労働省から業務全般が国土交通省へ2024年4月から移管されたことや、今後インフラ施設の老朽化対策の必要性が増す見込みであることから、技術職員を集約することによる業務の平準化、また、事業者や町民の窓口業務（公営住宅・上水道・下水道）の手のワンストップ化による利便性の向上、除雪・断水・災害時の対応強化などを目的に建設課と水道課を統合し、名称を建設水道課に改め、上下水道の技術部門を統合し、水道事業係としたいと考えています。

3点目は、税務課・住民課の統合と名称変更であります。

窓口業務（徴税・税外収入、戸籍に関する業務、住所の異動手続など）をワンストップで手続ができるよう、町民の利便性向上とともに、業務の効率化を目的に税務課と住民課を統合し、名称を町民課に改めたいと考えています。

また、税務課の税務係と納税係を統合し、名称を税務係としたいと考えています。

また、町民の安全・安心な生活を確保するため、交通安全対策と防犯に関する業務、消費者対策、更生保護、人権擁護などを一元化し、生活安全係として新設したいと考えています。

4点目は、管理課業務の再編であります。

財産管理を主な任務とする管理課の3つの係については、それぞれ親和性のある、他の

課に移管し管理課は廃止したいと考えています。土地情報係は地籍調査事業の実施の予定が当面はないので、建設課住宅都市計画係に移管し、契約管財係は企画財政課へ移管し、車両管理係は総務課に移管したいと考えています。

5点目は観光商工課の再編であります。

本町の認知度やブランドイメージの向上を図るため、外部への情報発信力の強化、ふるさと納税の強化、移住定住の促進などを一元化し、まちの魅力発信を行うタウンプロモーションの取り組みを加速する目的で、交流推進係を新設したいと考えています。また、既存の商工労働係と観光振興係を統合し、観光商工係としたいと考えています。

6点目は総務課の再編であります。

千島海溝沿いの大地震等をはじめとする自然災害や、新型インフルエンザなどの感染症などの危機から町民の生命、身体及び財産の安全確保の体制を強化するため、危機管理係を新設したいと考えています。また、管理課車両管理係を総務課に移管したいと考えています。

7点目は保健福祉課の再編であります。

現在の住民課に配置の年金保険係の名称を国保年金係に変更して保健福祉課に移管し、町民の健康推進や介護・福祉サービスと医療業務の一元化により、町民のさらなる健康・福祉サービスの向上を図りたいと考えています。

8点目は企画財政課の再編であります。

町の財政計画や決算業務を担っている企画財政課に、財産の取得、管理、処分、契約業務などを担っている契約管財係を移管し、業務の効率化を図りたいと考えています。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案書15ページ。

議案第45号 標茶町事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町事務分掌条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。ものです。

議案書16ページ、議案説明資料19ページの新旧対照表をご参照願います。

標茶町事務分掌条例等の一部を改正する条例

初めに（標茶町事務分掌条例の一部改正）でございます。

第1条 標茶町事務分掌条例（平成15年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。ものです

第1条中「課及び場」を「課、場及び室」に、「・税務課・管理課・住民課」を「・町民課」に、「・水道課・建設課」を「・建設水道課・行財政改革推進室」に改める。

第2条を次のように改める。

（事務分掌）

第2条 課の事務分掌は次のとおりとする。

総務課

（1） 一般行政に関すること。

- (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (3) 防災及び消防に関すること。
- (4) デジタル化の推進に関すること。
- (5) 町有車両等に関すること。
- (6) 他の課の所管に属さないこと。

企画財政課

- (1) 町の総合計画及び調査に関すること。
- (2) 財政に関すること。
- (3) 政策の推進に関すること。
- (4) 統計に関すること。
- (5) 生涯学習の調整に関すること。
- (6) 地域振興に関すること。
- (7) 広報及び広聴並びに住民相談に関すること。
- (8) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (9) 契約に関すること。
- (10) その他企画財政に関すること。

町民課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 旅券事務に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 廃棄物の処理に関すること。
- (5) 交通安全及び防犯に関すること。
- (6) 町税及び税外収入に関すること。

保健福祉課

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 保育所及び子育て支援に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。
- (4) 健康推進に関すること。
- (5) 地域医療に関すること。
- (6) 医療保険給付・貸付に関すること。
- (7) 国民健康保険(国民健康保険税の賦課徴収に関するものを除く。)に関すること。
- (8) 国民年金に関すること。

農林課

- (1) 農林及び畜産に関すること。
- (2) 農地に関すること。
- (3) 自然保護に関すること。

観光商工課

- (1) 商工、労働、観光及び自然公園に関すること。
- (2) 水産に関すること。
- (3) ふるさと納税に関すること。
- (4) タウンプロモーションに関すること。
- (5) 移住促進事業の推進に関すること。

育成牧場

- (1) 家畜の管理に関すること。
- (2) 草地の維持及び管理に関すること。

建設水道課

- (1) 道路及び河川に関すること。
- (2) 土木に関すること。
- (3) 住宅等建築に関すること。

次ページにまいります。

- (4) 都市計画に関すること。
- (5) 町営住宅に関すること。
- (6) 国土調査に関すること。
- (7) 農業用水道に関すること。
- (8) 下水道に関すること。

行財政改革推進室

- (1) 行政事務の効率化に関すること。
- (2) 行財政改革の推進に関すること。

次に（標茶町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正）でございます。

第2条 標茶町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和46年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道課」を「建設水道課」に改めるものです。

次に（標茶町町名等整備審議会条例の一部改正）でございます。

第3条 標茶町町名等整備審議会条例（平成6年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「管理課」を「建設水道課」に改めるものです。

次に（標茶町都市計画審議会条例の一部改正）でございます。

第4条 標茶町都市計画審議会条例（平成12年標茶町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「建設課」を「建設水道課」に改めるものです。

次ページにまいります。

次に（標茶町水道事業運営委員会条例の一部改正）でございます。

第5条 標茶町水道事業運営委員会条例（平成12年標茶町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条中「水道課」を「建設水道課」に改めるものです。

次に（標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）でございます。

第6条 標茶町の設置に係る一般廃棄物処理施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成27年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「住民課」を「町民課」に改める。ものです。

附則といたしまして、この条例は、令和7年6月16日から施行するものです

以上で、議案第45号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 説明を読んでみて、かなりわからない部分がたくさんあり、多分、わからなくて当然だと思いますが、実際に動いてみないとどのようになるかわからないとは思いますが、目的については財政上の問題で、それから財政健全化、新たな災害などを含めて町民の安心安全を確保が第一的意義なのだという町長の説明がありましたので、そういうふうになるのかなと思いますが、いくつかわからないことについて質問したいのですが、昨日も一般質問で議論がされていましたが、私もこれによって役場の体制が本当にスムーズによくなっていくのか、やってみなければわからないこともあるとは思いますが、率直に言って、職員の過重労働などの症状が悪くならないかという心配、実際に私は何人かの職員とも話をしましたが、多くの人は不安を持っていると。公営のブラック企業並みになるのではないかとということまでは言いませんけれども、そういう労働条件にならないか心配していた方々もいました。この点については、町のほうで、理事者のほうでこの心配はない、むしろ良くしていくのだというようなお考えでいるのが第1点です。

2点目は行財政改革推進室について、さらっと町長から説明がありましたけれども、どのような目的で何人くらい配置されるのか。事務効率化や行財政改革はある程度方向性が出たらこの部分は終わりになるのかということが2点目です。

それから本当に単純な質問なのですが、機構改革で事務分掌が変わったら、失礼があったら許してほしいのですが、いわゆる税務課長と住民課長がどうなるのか。この辺もちょっと聞いておきたいと思います。

以上になります。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。まず1点目の過重労働の心配、いわゆる悪くならないかというところですが、もちろん、今よりも役場全体を考えたときによくするためにやらせてもらいたいという条例改正でありますので、ご理解いただきたいと思います。何人かの方からも、職員が不安をもっているということは耳に入らせていただいているのですが、それは当然だと私も思っております。通常の4月1日の定期の異動でも、自分がそろそろ動くというときには、どんな仕事を今度することになるのだろうかというところで少なからず、職員の皆さんは不安に思うところだと思っておりますし、ましてそれが、形が変わるというところでは、わからないところがあるというところの不安だと思います。ただ、標茶町職員の皆さんについてはそれぞれの経験の中から、新しい任務についても柔軟な対応をしてくれるものと考えております。また、結果的に不具合があれば、それは昨日もお話しておりますけれども、機動的な対応をと考えているところであります。

それから、行財政改革推進室についてなのですが、何をやるのだというところに関していいますと、これから取りまとめをしようとしている基本的な計画、それから、実行のための計画、財政、それから従前の行政改革でも取り組んでいる事務の効率化等々について重点的に取り組んでもらって、これについてはやはり既存の課の中で係だけを作ってもなかなかいかないだろうと。そして行財政改革でこれから取り組もうとしていることに関しては、かなり広範にまたがるというところという、町民の皆さん、それから議会の皆さんの理解が一番なのですが、役場組織も総体的な取り組みをしなければいけないと考えております。その中で、先頭に立って調査し、そして計画を立て推進するということを担っていくと考えております。

それからいつまでというご質問だったのですが、これについては、課題解決の目途がついたところでは新たな形を考えなければいけないと考えております。3年、5年というところを想定しているところでもあります。

それから、統廃合によってなくなるところ、課長職だけではなくて係長職にも言えることなのですが、それについては適宜人事異動、配置換えという形で新たな任務を担っていただこうと考えております。それから、1点漏らしました、行財政改革推進室については、室長、係長、係員で今3人を想定しております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） こういう聞き方はまずいいのか、端的にこの内容をみたら今より税務課長と住民課長は……ご本人のことを言っているのではなく、課長職のことを言っているのですよ、それがどうなるのかということが聞きたいのです。町民課に1つになった場合に、これはどういうふうになるのかということ。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。2つの課が1つになることによって、1つ

の管理職のポジションがなくなるわけですが、そこについては6級の管理職の身分をそのままに違う任務に就いてもらうというように考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほど労働条件の話をしていただきまして、今より良くするためにという少し漠然としているなという気もしなくもないですが、私はこういう大がかりな機構改革を行うときに、現場で働いている職員の意見を十分取り入れて、十分聞いてその上で行うということが組織の原則だと思うのです。そういうことは、行いましたか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。標茶町の過去の機構改革でいいますと、私が記憶する中では事務改善委員会という委員会を役場庁舎内に設置をして、そしていわゆるボトムアップの形で検討してもらう、当然、町長からの諮問に基づく答申という形と最後はなるのですけれども、職場内協議をとって行うという場合もありました。今回につきましては、それほど時間的な余裕がないという中で、と申しますのは行財政改革を今年度前半中にはある程度目途をつければ今年度の予算等々の作業も入ってくるということで、間に合わなくなってしまうというそういう恐れを、懸念を大きく考えていたところでありまして、そういった作業時間をとることができないというところではある程度トップダウンでやっていくしかないというようなことで考え至ったところでもあります。その中で、職場の意見、職員の意見をどういうふうに取り込んでいこうかということでは、最低限だとは思っているのですけれども、各管理職とヒアリングをしながら各課の人員的、業務的な課題について聞き取りをして、それを参考にしながら配置を検討したというところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今の同僚議員の質問に重複するかと思うのですが、副町長のほうから事務改善委員会等々にあって検討されてきた経過もあると述べられておりますが、今回のこの条例改正に当たって、どこまでの課長とかにどこまで相談をされたか、もう一度確認したいのが1点です。

それから、柔軟な対応をしていただけたと言われましたけれども、統合、再編に当たって係が増えるところと減るところもありますよね。それらが本当に職員の過重労働になる。増えるところはいいと思うのです。しかし、減ることになったら業務量が増えるところがあると思うのです。それらが職員の健康管理も含めて一般質問でも述べましたけれども、十分な配慮ができるのかどうか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。1点目なのですが、お答えする内容が膨らんでしまうかもしれないのですが、4月1日の定期の異動があるわけなのですが、その段階で人員の調整がつかなかったということがありまして、機構改革について検

討を始めたということはこれまでも説明させてもらっていると思うのですが、その段階で課長等会議でそういった方向性について機構改革が必要だ、それについて実行していきたいということはお話をさせてもらっています。

それから、その後については主に経営戦略会議を設置しておりますけれども、その中で大まかな方向性を定めまして、それについて同じく課長等会議であらましをお伝えしているところがございます。そして、どの範囲を検討してきたのかというところについて捉え方が私自身難しいのですが、経営戦略会議のメンバーそして私たち理事者で検討してきたというところなのですが、先ほども申し上げたとおり、各課長からのヒアリングを行っている、それから、それ以前に通常、予算ヒアリングのときに予算のやりとりだけではなくて、課の課題等についても何かあるときには、お聞きをさせてもらっているということもありますので、そういった蓄積の中でこういった形がいいのかということを検討してきたということでもあります。

それから、職員の過重労働になった場合についてということでご心配をいただいているのですが、これは機構改革だけではなくて日常的に職員の身体的な何か異常、異変についてはそれぞれの係の中で周りの人間が注意をするということがまず第一かと思えます。それから、先ほど深見議員からの質問にもお答えした中で申し上げたのですが、一時的には業務量が、例えば引越し作業があったりとか、慣れない仕事があったりとかで高まると思うのですが、基本的には通常の異動の延長線上のことです。私どもの職員についてはその見えない不安が解消されたときには、機動的な対応をしてもらえるのではないかと考えておりますけれども、何か異変があったときには、上席の同僚職員あるいは係長、課長を通して報告をいただき、そしてそれに対して適切な対応をしていくということが基本であろうと考えております。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 提案されている職員の健康管理等々については、総務課の福利厚生に関するところでくくられるのかなと思うのですが、副町長のご答弁を聞いていまして通常の人事異動と同じと私は捉えたのですが、決して今回の機構改革は通常の人事異動ではないと私自身は思っていました。課がなくなる、統合するとか、先ほど同僚議員が2つの課が1つになるということはそこに今までいた方のポストが1つ空くということなのですね。そういうことも考えると通常の人事異動ではないと考えるのです。ただ、財政健全化も含めて事務の効率化も含めると、正直言うとやらなきゃならないのかなとは思いますが。私はやはり一般質問でも述べましたが、職員の皆さんが6人も長期休暇をとられていると、昨日、伺いました。このことよっての過重労働、一番心配するところなのです。その辺で通常の異動と捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。ご指摘ありがとうございます。軽々と考え

ているというに受け止められかねない発言だったと思います。おっしゃるとおり、通常の異動とは違うというように捉えております。先ほど来あるように統合によってなくなるところで本当に新たな課に入っていく係とか、あるいは新たな任務を帯びなければいけないと想像する人にとっては通常の異動とは違う重たいものがあると考えております。

ただ、申し上げたかったことは、そういったことがあってもこれまでの経験等々の中で冷静に向き合ってもらえれば柔軟な対応をしてもらえるのではないかとこのところを期待も含めながら思っておりますし、何か不都合があつたときには、こちらも柔軟な対応を考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 私は1つ伺いたいのですが、先ほど答弁の中を聞いていると職員に対しては、ある程度話はしたようですけれども、一般町民の方に対して、6月16日にこの議会を通れば施行されるわけです。だけれども、一般町民はまだ、内容をよくわかっていないです。6月16日はもうすぐ来るのです。時間もない。そういう中で、町民が6月の16日をもって役場に来た時に、私はどこに行ったらいいのでしょうか、この課はどこにいったのでしょうかという話なると思うのです。戸惑うと思うのです。そのときの対応、例えば、案内の係の方を置くのか、そこらを1点お聞きしたい。

それともう1つ、この施行なるときはもう6月ですから、6月の広報は間に合いません。だから、皆さんにどのような形をもって周知していくのか、その2点をまず伺いたい。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。6月16日以降に来庁された方に対する対応ということなのですけれども、1つは役場入口に今もあるのですが、デジタルサイネージというモニターがあるのですが、そこに主に移動になった場所、例えば水道課に用事のある方には1階に移りましたよということを表示させていただこうと思っております。それから、議員から案内係ということがあつたのですけれども、それについては検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。いずれにしても、役場を訪れた町民の方が戸惑わないような、混乱が起きないようにそういったことについて検討している最中です。それから、広報の関係なのですが、ご指摘のとおり月初め発行の広報には間に合いませんので、当座はホームページ等々のデジタル関係の情報発信をさせてもらいたいと思っております。それから、新聞のほうにも記事の掲載依頼をしようかと考えているところでございます。今、想定している広報関係については以上になります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 当然、町民あつての標茶町ですから、町民の混乱がないような十分な対応をしてほしいと思います。私のほうからは以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） この機構改革と一口に言っているのではないかと思いますので、けれども、非常に重要な中身が含まれていて私は具体的なことをお聞きしたいので、お答え願います。建設水道課という部署ができるようになっておりますが、この課は標茶町機構配置図では、建設課は今12人くらいいるのかな、そして水道課は10数名、12、3人いますが、これは1つになるとマンモスになると私は受け止めております。そして反面、観光商工課は従来どおりということになると13名か。これはすごいでこぼこで、こういう機構改革はうまくないのではないかとということが、私の意見です。やはり、今までどおり課が十数名ずつ統括されて、特に私のいる磯分内については支所もあるし、特環水道事業で下水道もあります。除雪も地元の建設会社が100%協力していただいています。問題は冬にどういうことが起きるのかなということを想像すると、この機構改革はもうちょっとよく練って、私たちにもよく説明して、磯分内についても虹別についても、全然心配ありませんよと、こういう具体的な説明をもらった方が私はいいと思います。例えば、建設水道課の一本化でトップの方がどこかへ札幌に行ったとなったら困るのではないのですか。その辺について、もう少し詳しく説明してもらえればと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。それぞれの新しい課の中に配置される職員については、ご指摘のとおり差が生じておりますけれども、それらについては補佐職の配置などでできるだけ負担感を埋めていきたいと考えているところであります。

それから、具体的に例えば、出張で課長が不在の時、ということがありますけれども、それについてはこれまでもあったことだと思っております。異常時に何かあったときに、実際問題、外出ということはありませんから、そういうときは連絡をとって代わりになる課長補佐、係長が補完する。あるいは、町長、副町長、他の課長で補完をしていくという形で町民の生活に影響を与えることがないようにやっていくべきだと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「いいです」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君） それでは私から1点ばかりお聞きをしたいと思います。

ただいまの説明に対して、同僚の議員よりいろいろな心配ではなくて、思い、あるいはまたこれからの行く末のある標茶町の行政改革についてお話がなされております。私も周りの同僚議員がおっしゃっている、いわゆるマンネリ化ということではなくて時代に相応しいいわゆる行財政改革はどうしていかなければならないのかということに関しては、全くそのとおりであって、この議論についてはさらにまだまだ深めていかなければならないと思います。1点、2点、私はちょっと聞かなければいけないと思うところがありますけれども、観光商工課がありますけれども、水産に関することということが今回出されてお

りますけれども、今までどこにあったのかということを、まず、聞きたいと思います。

それから、私の職業が一次産業ですから、どうしても農林関係のことを聞きたいのですけれども、あるいはまた過去の質問でも色々と町有地、林業についてお話されたことがありますけれども、この中では財産の取得、管理及び処分に関することは企画財政課のほうでやることになっておりますから、当然、町有地の林業の関係かと思うのですが、この林業関係の維持管理については今までどおり農林課で進めていくのかという、今の水産が観光課にあるということと、林業関係は専門的な維持管理をするのはどこかという2点を伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。まず、水産なのですけれども、水産については現行、観光商工課の商工労働係が担当しております。そして、新しい機構改革案においてもそのまま観光商工課の中で新しく設置しようとされている観光商工係にそのまま担当させようと考えておりますので、それについては変わらないと考えていただければと思います。

それから、町有地に関する事……

（「町有林」の声あり）

○副町長（牛崎康人君） すみません、町有林の関係だと理解するところなのですけれども、これについては従前どおり、農林課が担任するということで考えておりますので、変わらずということでご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 今の町有林のことについては話し合いいたしましたし、大きなプロジェクト今後も出てくるかと思いますが、ぜひ、続けていただきたいわけですが、今までも水産は観光商工課ということでお聞きいただきましたが、そこで私は水産というのは反面、一次産業ではないかという気がするのです。観光も産業ですから、その中に入れるのはいいのですけれども、特に本町の場合はご案内のように塘路湖、あるいはシラルトロ湖があります。その中で観光も含めて観光商工課が所管する、いわゆる水面の問題などがあるのかもしれませんが、申しわけないですが、私はこの水産というのはなかなか見えていません。わかさぎのことについても何か色々と事情があるようですし、そういうことは観光商工課でやるよりも、やはり第一次産業という捉えの中からいけば、農林課の中で真剣に塘路の水産を守る、あるいは湖面を守るということから、観光課と連帯をとった水産の在り方を今回のこの機構の中で改めて農林課において、第一次産業の中からということで考えていただければと思います。これは私が直接関係ない当事者として農林課あるいは観光商工課に当たられる方々が観光課のほうに適しているのだということであれば何も言えませんけれども、繰り返しますが、基本的な考え方としては第一次産業の中とすれば、農林課に所管すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。水産に関することについては商工労働係、そして観光商工課の中にあったと先ほども申し上げたのですけれども、ご指摘のとおり主な任務については塘路湖における内水面漁業だと理解をしております。おそらくその塘路湖で展開されているというところで、商工労働あるいは観光振興といった観点とのすり合わせといったところで、今まで観光商工課にあったと私は理解しております。

今回の機構改革に当たっていわゆる産業化的な編成はどうかというところは議論、検討したのですけれども、ここについては当座このままでいきましょうといったところで今回の提案になったところでございます。一次産業という見方あるいは一次産業の中で農林水産というところの関連性を持ちながら業務に当たったほうがいいのではないのかということについては、引き続き研究をしていって適切な形を求めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず機構改革そのものは通常行政改革、行財政改革そういったことの計画を基にそういった改革の1つの形として行われているものであると思います。現状、標茶町は第5期の行革大綱で走っていて、ちょっと間違っていたら申しわけないですけれども、その中の行政改革推進計画というものが一旦切れている状態かと思うのです。そうすると、先ほど来説明のある4月1日の人事異動の時点で人繰りがつかないからそこからスタートしたというような話ですけれども、本来であれば新しい行政改革推進計画を立てるにあたって、行財政の改革を推進するためにどうするかというスタート地点というものは、もう去年のうちですよ。4月1日から例えば、新しい行政改革をやろうと思ったら、去年のうちにもうそういう話が始まっているのだと思うのですけれども、そうすると先ほどの4月1日の人事異動の人繰りがつかないということは齟齬があるのではないかという気がするのと、もう1つは行財政改革に関する説明が今日この本会議の後です。でも、一般的にはその前に本当はそういった計画の中で1つとして行われなければいけないといわれている機構改革が、先にこういう形で出てくるということはどうしてなのかというものがあります。

それともう1つ、管理職を中心というか、管理職に対して4月1日以降、戦略会議や何かでずっと内容を説明してきたということですが、その結論を最終的に管理職に伝えたのは一体いつなのですか。要するに管理職にいつ伝えたかによっては、職員個々にはもちろん何も伝わらないですよ。噂として機構改革があるらしいぞ、大きいらしいぞということで不安がどんどん増大していったらこうということがあると思うのですが、そこら辺の手続きで、例えば私たちが説明を受けたのは5月16日です。こういうことを考えていますよということで、この機構改革に関連して条例改正が出てくるということ、少なくとも私は想像していません。こういうタイトな日程で職員もそうだし、住民に知らせるにあたってすごくタイトな日程で出てくるということに関して、本当はその行政改革の

新たな計画を立てる時点でそのことを入れなければならなかったのではないかし、機構改革は今回行われる行財政改革推進計画の後にという条例提案とかが出てくるべきではないかしと思うのですけれども、その辺の手続きについて伺います。

それと同僚議員から今回の機構改革に関して、職員の色々な不安とか、それから負担とか懸念されるということが出ていますけれども、通常の人事異動の延長上だというようなお話があつて、その後、軽くは考えていないというお話があつたのですけれども、負担感を埋めるために補佐職を配置するといっています。結局、負担になるだろうなと思つていふことなのです。だから補佐職をあてるというような、内心そう思つていふことなのではないかしと思うのです。だとすれば、仕事の中に職員の福利厚生とかを担当する総務課の中でそういったことに対応する部分をもっと強調されなければいけないのではないかしと思うのです。何故かという、標茶町の職員は今までの経験があるから何とかやっつけける、大丈夫だ、とおっしゃるのですけれども、経験を積んできた中堅の職員が辞めていっています。説明員が辞めていっている。そこをどう捉えているのかというところがもっと重く捉えなきゃいけないのではないかし私は思うのです。新しく入ってきた若い人が思つたのと違ふとか、早いうちに軌道修正しようと辞めていふのではないです。説明員が辞めていったりもしている。これは最近の傾向ですから、昔からそうだったわけではないです。最近の傾向として、そういったことが目立っている。だから、同僚議員からもそういった指摘が、そういった心配の声が上がっているのだと思うのです。そう捉えれば、総務課の所管になるようだけれども、そういった福利厚生の方、もっと充実するといふところが見えてもいいのではないかしということがあります。

それともう1つ、今回の行財政改革、機構改革で大きく変わったのだけれども、基本的には変わらなかつたところとして、企画畑と、財政畑は相変わらず一緒のままです。本町の今の財政の逼迫に関していうと、例えば新しい事務事業あるいは町長の公約というものを企画のほうでもんで、そしてそのことに関してGOサインを出して財政で財政出動していく。本来、本当は期待することはあくまでアクセルを踏んだとしても、財政でブレーキをかけるというそういう機能というのがあれば現状、この財政の逼迫を招いていませんとは言わないですけれども、もっと違ふ形になっていふと思うのです。誰かが考えたことを、唯々諾々と認めてきたといふところが多少でもあるのではないかし。議会でもこれから検証していきますけれども、そういったもし少し反省があるとしたら、ここのところ機構改革の中で見直してもよかつたのかなといふことが1点。

最後ですけれども、同僚議員からも説明がありましたが、水産の部分について国立公園内の内水面漁業だと、国立公園のことに関して所管しているところがあるかもしれないし、先ほど副町長がお答えになつたように観光振興とも密接に関係があるかといふようなことで今回はそのままといふことなのだけれども、もともと町の観光振興公社とともに振興公社があつて、振興公社で人工マリモを作っております。それでその頃は塘路の観光協会もあつたりして、多分そこの関係で観光商工課で水産といふことになっていふ

こともあるのではないかと思います。現状では、振興公社は解散していますし、そのところを本当に良く見直すというのはこういう大きな改革をする機会ではないと、何だかわからないけれども、水産は観光だというようなことにもなってしまうかなと思うのです。もしかしたら、私が認識していることと違うかもしれないですので、もう一度ご説明をお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） たくさん広範囲にわたってご質問いただきましたので、漏れてしまうかということをご心配しながら答弁させていただきたいと思いますけれども、まず、手続きという言い方で行政改革と機構改革の順番というお話をされましたが、議員のご指摘のケースということもあろうかと思います。長いスパン、5年とか第6期案の行政改革の計画の中でこの頃に機構改革をやった方がいいのではないかとということもあろうかと思います。ただ、今回はこれまでの説明させてもらっているように、行財政改革を急いで取り組まなければいけないという課題が出てきたところで緊急的にやる必要があったから、やらせてもらいたいという提案をさせてもらっております。それから、現行の行政改革とのすり合わせというところもお話されておりましたけれども、これについては行財政改革の必要性が見えてきた段階で一緒にやったほうが良いだろうというところで計画期間終了だったのでしたけれども、翌年度、令和7年度に策定をしていくというそういう判断をさせてもらっていくというところでありますので、ご理解いただきたいと思いますし、私どもとしてはそういった手続きに齟齬があったと考えてはおりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、職員にどういうふうに伝達したかというところでいいますと、これは先ほど言ったところで、4月の段階で予告をしたりとかといっておりますけれども、最終的には直近でいうと5月23日に課長等会議がありましてその時に全員協議会でお示ししたものとほぼ同じ資料の提示をしてこういった形を考えているといったこととを伝えているところであります。

それから、職員の福利厚生の関係については今回、機構改革で協調するということは行っておりませんけれども、例えば産業医がいたりとか、あるいはメンタル等々の相談についてはルールを総務課で定め、そして第一次的には総務課で受け付ける、そしてその後の聞き取りであったりとか、もろもろの作業について総務課が中心になって行っていくという体制を作っておきますし、そこら辺については同じく総務課が対応するというところで考えております。企画財政課の部分についてご指摘されたのですが、これに関しては企画財政課財政係、そして新しく作らせてもらいたいと考えております、行財政改革推進室で担当係と連携を取りながらこの先の作業に当たっていくということのためにそのままにさせてもらっております。

それから、事務事業の進め方というところでご意見をいただいたのですが、アク

セルとブレーキの話がありましたが、企画財政課の中の企画調整係そして財政係の2つがあるのですが、当然、私どもの仕事の進め方として何から何までGOではなくて、難しいものは難しいとか、そうあるべきではないというものについては組織内で議論しながら誤りがないように、少ないように進めるべきという観点でこれからの仕事を進めてきておりますし、新たな機構の中でそれが例えば議員の言っているようなことがあったとして、それが解消されないというようなことは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、水産の関係なのですけれども、ちょっと先ほど言葉足らずですみませんでした。観光というような言葉を使ったのですが、議員のおっしゃったように国立公園ということもあって、というところでは理解は、範囲は同じなのかなと思っておりますけれども、おっしゃるように久々の大きな組織の改編でありますので、一緒にやっしまえればよかったのかもしれないですけれども、今回についてはそこに含めていないということが事実でありますし、水産担当の在り方については先ほど本多議員の質問で答えさせてもらったようにこの先の課題として考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 1点、今、最後の企画財政課の中の企画調整とそれから財政、私がアクセルとブレーキというような表現をしたのですけれども、今回、行財政改革推進室というものができてくるのですが、この企画財政課で持っている企画と財政との間にこの行政改革推進室も例えば色んな見立てというか意見というのはどのようにして生かされることになるのか、施策決定にどういう影響を与えるポジションになるのかということをお答えいただきたい。

それから、ちょっとこれは後で認識を確認しないといけないであろうと思うのですが、先ほど来、4月1日の人事異動で、人員の不足というか手当ができないことから今回の機構改革が始まったという話でしたが、私は、通常の行政改革の計画が切れるので、本当はその計画を考える時点から今回の行財政改革推進計画を考えて、その中で機構改革を考えるべきではなかったのかというお話をしているのですが、そこが矛盾していますよね。4月1日の人事をやる上で人繰りがつかなかったからスタートしたのだよということと、新しい計画を作るのだから、その時に一緒にやったらいいと思ったということは少し矛盾しているのかなとも思ったということです。スタート地点がいつだということだけのことですけれども、本当は計画が終わるということはわかっていたので、そこにあわせてスタートすべきじゃなかったのかという私の意見です。お答えいただきたいのは行政改革推進室が政策決定、政策の実施にあたってどういう役を果たすかということについてお伺いしたい。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。新たに設置させてもらいたいと考えております行財政改革推進室の事務分掌の中には、事業評価に関することも含まれております。

1つ1つの事業について評価をして、検証をして、そしてどうするかということを検討していく部門でありますので、当然、従前の企画財政の中で行われていたところが1つの独立した課の中で考えられるというところでは、一定程度の牽制の効果というものが発揮できるのではないかと考えておりますし、先ほど来申し上げているように、一丁目一番地は行財政改革を早期に着手して、そして形を作っていかなければいけないところでありますので、当然、そこで検討された事柄については、この先の政策について第一義的に反映させるものだと考えておまして、場合によっては経営戦略会議の中でメンバーとして室長を入れながら日常的な課題の共有などを行って実効性を高めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

休憩いたします。

休憩 午後 12時00分

再開 午後 1時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案可決されました。

◎議案第46号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第46号を議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第46号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和7年度一般会計補正予算第1号であります。内容につきましては、住民税非課税世帯等に対する価格高騰支援給付金、外国語指導助手いわゆるALTの新規任用に係る経費、舗装路面補修工事や道路維持補修工事など地域要望を精査し所要の工事を実施するため、歳入歳出それぞれ7,553万2,000円を追加し、総額を123億7,053万2,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金3,000万円、道路補修工事請負費4,000万円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税、国庫補助金、道補助金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和7年度標茶町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,553万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億7,053万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第46号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第46号は、直ちに議長を除く11名で構成する「議案第46号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第46号は、議長を除く11名で構成する「議案第46号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 2時11分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第4号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第4号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第5号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第6号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異義なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第7号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長(菊地誠道君) 日程第14。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第8号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第9号

○議長(菊地誠道君) 日程第15。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説

明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異義なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第9号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第9号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎請願第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。請願第1号を議題といたします。

本件に関し、付託をいたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・齊藤君。

○総務経済委員会委員長（齊藤昇一君）（登壇） 請願審査報告書。本委員会に付託された請願第1号は、旧新栄児童館跡地の無償貸与に関する請願は、審査の結果、採択すべきものといたします。

以上です。

○議長（菊地誠道君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採決すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第1号は採択と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第17。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君） 日程第18。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第46号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第46号

○議長（菊地誠道君） 議案第46号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第46号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和7年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 2時28分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 1 番

深 見 迪

署名議員 2 番

櫻 井 一 隆

署名議員 3 番

本 多 耕 平